

JBIC CHINA REPORT 中国レポート

2号

2025年度

コラム1

中国のグローバルサウス 戦略の現状と展望

名古屋外国語大学 教授 国際貿易投資研究所 客員研究員

真家 陽一

コラム2

資本輸出を軸に開放を加速 する上海国際金融センター

(株)野村資本市場研究所 北京事務所 首席代表

関根 栄一

コラム3

日本法、香港法及び中国内地法の 契約の解釈手法の相違について

弁護士法人キャストグローバル 弁護士・税理士・香港ソリシター

村尾 龍雄

投資関連制度情報

中小企業代金支払保障条例について

新公布法令情報・解説

主な新公布法令



国際協力銀行
JBIC JAPAN BANK FOR INTERNATIONAL COOPERATION

中国のグローバルサウス戦略の現状と展望

名古屋外国語大学 教授 国際貿易投資研究所 客員研究員

真家 陽一

資本輸出を軸に開放を加速する上海国際金融センター

(株)野村資本市場研究所 北京事務所 首席代表

関根 栄一

日本法、香港法及び中国内地法の契約の解釈手法の相違について

弁護士法人キャストグローバル 弁護士・税理士・香港ソリシター

村尾 龍雄

中小企業代金支払保障条例について

主な新公布法令

今号の表紙: 吉林省吉林市コジェネレーション新規導入プロジェクト

JBICの前身たる日本輸出入銀行は、1998年7月、吉林省吉林市コジェネレーション新規導入プロジェクトの支援を目的に中国銀行（中国政府）との間で、総額60百万米ドルを限度とする事業開発等金融の貸付契約を締結。吉林省の経済発展に伴う工業用電力の需要増加を背景に、コージェネレーションプラントの設備能力の向上と効率化を図ることにより、吉林省の産業セクターへの安定的かつ十分な電力の供給のほか、当地進出日系企業の安定操業のための電力確保に貢献（写真はイメージ）。

コラム1

中国のグローバルサウス戦略の現状と展望



真家 陽一

名古屋外国語大学 教授
国際貿易投資研究所 客員研究員

1985年、青山学院大学経営学部卒業。2001年、日本貿易振興会（ジェトロ、現・日本貿易振興機構）入会。海外調査部中国北アジア課長、北京事務所次長等を経て、2016年9月より現職。2017年11月より2025年3月まで日立総合計画研究所リサーチフェロー。

はじめに

「現在、世界は変化と混乱が交錯しており、中国は責任ある大国として、グローバル・ガバナンスの变革を積極的に推進し、グローバルサウスの団結と協力を深化させている」。習近平国家主席は2024年12月31日に発表した2025年の新年祝辞において、こう述べた^[1]。

米中対立の長期化を背景に、中国は米国主導の国際秩序からの脱却と自国主導の国際ネットワークの構築を加速させている。その中核となる戦略が、いわゆる「グローバルサウス」（新興国・途上国）との連携強化である。中国は自らを「世界最大の開発途上国」と位置付け、南南協力（途上国間の協力）や地域協力の枠組みを通じて、新興国・途上国を取り込むことで、地政学的な影響力の拡大や国際秩序の多極化を目指している。

本稿はこうした状況を踏まえ、まず、習近平政権の外交理念である「人類運命共同体」の内容を概観する。次に、人類運命共同体の構築において、重要基盤とされる「3大グローバルレイニシアチブ」および実践プラットフォームと位置付けられる「一帯一路」の概要と最近の動向を検証する。その上で、中国と新興国・途上国との協力枠組みの推進状況を確認することで、グローバルサウスの取り込みに向けた中国の外交戦略を包括的に考察していくことを目的とする。

1. 「人類運命共同体」とは

まず、習近平政権の外交理念である「人類運命共同体」の内容を概観しておこう。人類運命共同体とは、2012年11月に開催された中国共産党第18回全国代表大会（第18回党大会）で提唱された外交理念である。胡錦濤国家主席（当時）は第18回党大会における「報告」において、「我々は、平等・相互信頼、包摂・相互理解、協力・ウィンウィンの精神を促進し、国際的な公平性と正義を共同で守ることを主張する。（中略）協力・ウィンウィンとは『人類運命共同体』を提唱し、他国の合理的な懸念を考慮しつつ、自国の発展を追求し、各国との共同发展を促進することにより、平等でバランスのとれた新型グローバル発展パートナーシップを確立し、人類共通の利益を増進することである」と表明した^[2]。

第18回党大会で総書記に就任した習近平氏は2013年3月、モスクワ国際関係学院において「時代の潮流に対応し、世界の平和と発展を促進」と題して行った演説の中で、「世界各国の相互依存関係がかつてなく深まっており、人類は同じ地球村で暮らす『運命共同体』になりつつある」と指摘^[3]。人類運命共同体の外交理念を初めて対外的に打ち出した。

その後、習近平国家主席は2015年9月、ニューヨークの国連本部で開催された第70回国連総会一般討論に出席。「協力・ウィンウィンの新たなパートナーシップを築き、人類運命共同体を構築」と題して行った演説において、「人類運命共同体」の構築に向けて、①パートナーシップの確立、②安全保障

体制の構築、③発展展望の追究、④文明交流の促進、⑤生態体系の構築の5分野を包含する「五位一体」を全体的枠組みとして提起した（図表1）^{〔4〕}。

図表1 「人類運命共同体」の構築に向けた「五位一体」の枠組み

	項目	概要
①	平等互恵と相互協議・理解のパートナーシップの確立	主権の原則は、主権と領土の一体性が侵犯されず、内政干渉を受けず、自らの社会制度や発展の道を選ぶ権利が守られることに反映。
②	公正・正義、共同建設・共有の安全保障体制の構築	冷戦思考を排除し、共同・総合・協力・持続可能な安全保障という新たな理念を確立し、伝統的・非伝統的な安全保障上の脅威に統合的に対応。
③	開放・革新、包摂・互恵な発展展望の追求	皆で共に発展することが真の発展、持続可能な発展がよい発展であり、目標の実現に向けて開放的な精神を堅持し、相互援助・互恵互利を推進。
④	調和的で多様な文明交流の促進	人類の歴史は異なる文明が相互に交流・融合する壮大な絵巻であり、あらゆる文明を尊重し、平等に扱い、互いに学び合い、人類文明の創造的発展を推進。
⑤	自然尊重、グリーン発展の生態体系の構築	生態文明建設は人類の未来に関わる重大な課題であり、国際社会はグローバル生態文明建設を追究し、グリーン、低炭素、循環型、持続可能な発展を堅持。

出所）新華社「第70回国連総会一般討論における習近平主席の演説」（2015年9月29日）を基に作成

2. 3大グローバルイニシアチブの概要

人類運命共同体の構築において、重要基盤とされているのが開発、安全保障、文明に関わる「3大グローバルイニシアチブ」である。

1) グローバル開発イニシアチブ

習近平国家主席は2021年9月、第76回国連総会一般討論で行った演説において、「新型コロナによる深刻なダメージに直面する中、我々は世界の発展を均衡・協調・包摂の新たな段階に共同で進めなければならない」と指摘^{〔5〕}。その上で習主席は、①開発優先、②人民中心、③包摂、④イノベーション駆動、⑤人と自然の調和・共生、⑥行動志向を骨子とした「グローバル開発イニシアチブ」を提唱した（図表2）。

図表2 グローバル開発イニシアチブの概要

	項目	概要
①	開発優先	開発を世界のマクロ政策枠組みの際立った位置に据え、主要国の政策協調を強化し、連続性、安定性、持続可能性を維持し、より平等で均衡のとれたグローバル開発パートナーシップを構築し、多国間による開発協力プロセスの相乗効果を図り、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の実施を加速。
②	人民中心	開発の中で民生を保障・改善、人権を保護・促進し、人民のための開発、人民に依拠した開発、人民が成果を享受する開発を成し遂げ、民衆の幸福感、獲得感、安全感を向上させ、人材の全面的開発を実現。
③	包摂	開発途上国の特有のニーズに配慮し、債務返済の猶予や開発援助などの方法を通じて、特に困難や脆弱性の大きな国を支援し、国家間および各国内における開発の不均衡や不十分さといった問題の解決に注力。
④	イノベーション駆動	新たな科学技術革命と産業変革という歴史的チャンスをとらえ、科学技術研究成果の生産力への転換を加速し、開放、公平、公正で差別のない科学技術開発環境を構築し、ポストコロナの経済成長に新たな原動力を喚起し、飛躍的な発展を実現。
⑤	人と自然の調和・共生	グローバル環境ガバナンスを整備し、気候変動に対応し、人と自然の生命共同体を構築し、グリーン・低炭素への転換を加速し、グリーンリカバリー開発を実現。
⑥	行動志向	開発資源投入を強化し、貧困削減、食糧安全保障、衛生・健康、開発資金調達、グリーン・低炭素、工業化プロセス、デジタル経済、相互接続などの分野の協力を重点的に推進。

出所）新華社「第76回国連総会一般討論における習近平主席の演説」（2021年9月21日）を基に作成

2) グローバル安全保障イニシアチブ

習近平国家主席は2022年4月、ボアオ・アジアフォーラム2022年年次総会で行った基調演説の中で、「安全保障は発展の前提であり、人類は不可分な安全保障共同体である。冷戦思考はグローバルな平和の枠組みを破壊し、覇権主義と強権政治は世界平和を脅かし、ブロック対立は安全保障に対する挑戦を激化させることを事実は証明している」と強調した^{〔6〕}。

その上で習主席は「世界の安危与共（安全と危険を共にすること）を促進するため、中国は『グローバル安全保障イニシアチブ』を提唱する」と表明し、①共同・総合・協力・持続可能な安全保障観、②各国の主権および領土の一体性の尊重、③国連憲章の趣旨と原則の順守、④各国の安全保障上の合理的懸念の重視、⑤対話と協議を通じた平和的手段による意見の相違や紛争の解決、⑥伝統的・非伝統的分野における安全保障の擁護の6項目を提起した（図表3）。

図表3 グローバル安全保障イニシアチブの概要

	項目	概要
①	共同・総合・協力・持続可能な安全保障観	世界の平和と安全保障を共同で擁護。
②	各国の主権および領土の一体性の尊重	他国の内政に干渉せず、各国国民が自主的に選択した発展路線と社会制度を尊重。
③	国連憲章の趣旨と原則の順守	冷戦思考を捨て、一国主義に反対し、ブロック政治や陣営対立を回避。
④	各国の安全保障上の合理的懸念の重視	均衡のとれた、効果的で、持続可能な安全保障の枠組みを構築し、他国の安全保障を犠牲にした自国の安全保障の構築に反対。
⑤	対話と協議を通じた平和的手段による意見の相違や紛争の解決	危機の平和的解決に資するあらゆる努力を支持し、ダブルスタンダードを採用せず、一方的制裁や管轄権の域外適用の乱用に反対。
⑥	伝統的・非伝統的分野における安全保障の擁護	地域紛争やテロリズム、気候変動、サイバーセキュリティ、バイオセキュリティなどグローバルな問題に共同で対処。

出所）新華社「ボアオ・アジアフォーラム2022年年次総会における習近平主席の基調演説」（2022年4月21日）を基に作成

3) グローバル文明イニシアチブ

習近平国家主席は2023年3月に開催された「中国共産党と世界の政党とのハイレベル対話」における基調演説の中で、「各国の未来と運命が緊密に結び付いている今日、異なる文明が共存し、相互に交流・理解することは、人類社会の現代化プロセスを推進し、世界文明を繁栄させる上で、かけがえのない役割を果たしている」との見解を示した^{〔7〕}。

その上で習主席は「『グローバル文明イニシアチブ』を提起し、①世界文明の多様性の尊重、②全人類共通の価値観の発揚、③文明の伝承と革新の重視、④国際的な人文交流と協力の強化を共に提唱したい」と表明した（図表4）。

図表4 グローバル文明イニシアチブの概要

	項目	概要
①	世界文明の多様性の尊重	文明の平等、相互学習、対話、包容を堅持し、文明の交流で隔たり、相互学習で衝突、包容で優越を超越。
②	全人類共通の価値観の発揚	平和、発展、公平、正義、民主、自由は各国人民の共通の追求であり、異なる文明の価値観の内涵に対する認識を理解し、自己の価値観やモデルの他者への強要やイデオロギー対立を回避。
③	文明の継承と革新の重視	各国の歴史や文化の時代的な価値を十分に発掘し、現代化の過程における各国の優れた伝統文化の創造的な転換と革新的な発展の実現を推進。
④	国際的な人文交流と協力の強化	グローバルな文明対話と協力ネットワークの構築を模索し、交流の内容を充実させ、協力のルートを拡大し、各国人民の相互理解と親近感を促進し、人類文明の発展と進歩を共同で推進。

出所）新華社「中国共産党と世界の政党とのハイレベル対話における習近平主席の基調演説」（2023年3月15日）を基に作成

3. 「一帯一路」の概要と成果

人類運命共同体の実践プラットフォームと位置付けられる政策が「一帯一路」である。

1) 「一帯一路」の概要

「一帯一路」はかつてシルクロードが欧州とアジアをつなぐ重要な交易路だったことに着目して、インフラ整備を中心に沿線各国と巨大経済圏を構築するイニシアチブである。

「一帯一路」は、習近平国家主席が2013年9月のカザフスタン訪問の際、ナザルバエフ大学での講演で「シルクロード経済ベルト」（一帯）を発表し、同年10月のインドネシア訪問の際に「21世紀海上シルクロード」（一路）の共同建設を提起したことに始まる。シルクロード経済ベルトと21世紀海上シルクロードを合わせて「一帯一路」と呼ぶ。

「一帯一路」は、2014年12月に開催された「中央経済工作会议」において、中国の国家戦略として正式に認定された。2015年3月の全国人民代表大会（全人代、国会に相当）に提出された「政府活動報告」では「一帯一路」と地域の発展を連携し、新たな発展空間を開拓していく方針が表明された。

また、同月には、「一帯一路」のガイドラインとなる政策文書「シルクロード経済ベルトと21世紀海上シルクロードの共同建設の推進におけるビジョンと行動」を国家发展改革委員会、外交部、商務部が共同で発表^{〔8〕}。重点分野として、①政策協調、②インフラ連結、③貿易円滑化、④金融協力、⑤人文交流の5分野が提起された。

なお、グローバル開発イニシアチブと「一帯一路」との関係について、外交部の趙立堅報道官（当時）は2021年12月、「いずれも習近平国家主席が提唱した国際協力イニシアチブだが、それぞれ独自に協力の方向性と焦点を定めている」と指摘。その上で、趙報道官は「グローバル開発イニシアチブは『持続可能な開発のための2030アジェンダ』の実施を目的とし、国際開発協力を促進し、グリーンかつ健全なグローバル開発の実現を目指すもので、①貧困削減、②食糧安全保障、③衛生・健康、④開発資金調達、⑤グリーン・低炭素、⑥

工業化プロセス、⑦デジタル経済、⑧相互接続を重点分野として開発協力に焦点を当てている」と述べた。

他方、趙報道官は「『一帯一路』は国際経済協力構想であり、相互接続を主軸とし、政策協調、インフラ連結、貿易円滑化、金融協力、人文交流を推進するとともに、ヘルスケア、グリーン、デジタルなどの分野で新たな成長分野を開拓するもの」との見方を示した^[9]。

2) 質の高い「一帯一路」への転換

第13次5カ年計画（2016～2020年）における「一帯一路」の内容を見ると、スタートしたばかりということもあり、政策や制度の整備に重点が置かれていた^[10]。他方、「第14次5カ年計画（2021～2025年）および2035年までの長期目標要綱」では、新たな政策が盛り込まれており、質的な向上を目指す方向性が示されている^[11]。その背景にあるのが、「一帯一路」に対する国内外からの様々な批判である。中国は「一帯一路」の下、カントリーリスクが比較的高い国・地域でもプロジェクトを実施してきた（それ故に歓迎されていた面もある）。しかし、様々なリスクに直面し、プロジェクトが円滑に運営されない事例も散見されている。このため、国内からは経済合理性に欠けるプロジェクトの推進に対して懸念の声が表面化した。

他方、対外的には、「一帯一路」の覇権主義に対する警戒感が欧米諸国を中心に高まった。特に、プロジェクトの返済が滞った際に、中国が権益を担保に取得したことで、いわゆる「債務の罠」との批判を浴びる結果となった。

様々な批判も踏まえ、第14次5カ年計画では「質の高い『一帯一路』共同建設の発展推進」において、「共同協議・共同建設・共有共享」の原則を堅持し、グリーン、開放、クリーンの理念を堅持し、実務協力を深め、安全保障を強化し、共同发展を促進することが謳われた。

この一環として、「経済貿易投資における実務協力の深化」の項目において、「一帯一路」共同建設国と貿易投資協力の最適化・高度化を推進することや、双方向の貿易・投資を拡大する方針が打ち出された。また、「文明の相互学習・理解の架け橋構

築」の項目では、デジタル、イノベーション、グリーン、ヘルスケアなどに関わる「一帯一路」の建設が提起された（図表5）。

図表5 「一帯一路」に関わる第13次・第14次5カ年計画の構成比較

第13次5カ年計画		
「一帯一路」建設の推進	①	「一帯一路」協力メカニズムの整備
	②	「一帯一路」経済回廊の円滑化
	③	開放・包摂的な人文交流の新たな局面の共創
第14次5カ年計画		
質の高い「一帯一路」共同建設の発展推進	①	発展戦略と政策連携の強化
	②	インフラの相互連結の推進
	③	経済貿易投資における実務協力の深化
	④	文明の相互学習・理解の架け橋構築

出所）「第13次5カ年計画要綱」、「第14次5カ年計画および2035年までの長期目標要綱」を基に作成

3) 「一帯一路」の10年間の成果

「一帯一路」の提起から約10年が経過した2023年10月、国務院新聞弁公室は「一帯一路」の10年間の成果を紹介し、国際社会の認識と理解を増進することを目的に「『一帯一路』共同建設：人類運命共同体構築の重大な実践白書」を発表した^[12]。

白書は「『一帯一路』の提唱は、人類運命共同体の構築に実践プラットフォームを提供した」と指摘している。また、重点分野として謳われた①政策協調、②インフラ連結、③貿易円滑化、④金融協力、⑤人文交流の5分野に関わる10年間の主な成果を総括している（図表6）。

国家発展改革委員会の叢亮副主任は白書の記者会見において、「中国は引き続き『一帯一路』の質の高い発展を安定的・長期的に推進し、人類運命共同体の構築を加速させる」と強調した^[13]。

4) 「一帯一路」の今後の方向性

習近平国家主席は2023年10月、北京で開催された第3回「一帯一路」国際協力サミットフォーラムにおける基調演説で、「中国は『一帯一路』協力パートナーシップを深化させ、質の高い新たな段階に引き上げ、世界各国の現代化を実現するために努力していく」と表明した^[14]。その上で、習主席は「一帯一路」の推進に向けた8項目の行動を発表した（図表7）。

図表6 「一帯一路」の10年間の主な成果

	重点分野		項目	主な成果
1	政策協調	①	戦略的連携と政策協調の深化	2023年6月末現在、150カ国および30の国際機関と約200の協力文書に調印。
		②	政策協調の長期的・効果的メカニズムの形成	「一帯一路」国際協力サミットフォーラムを2回開催。2017年の第1回フォーラムには、29カ国の元首と政府首脳が出席し、140以上の国と80以上の国際機関から約1,600名が参加。2019年の第2回フォーラムでは、38カ国の元首と政府首脳が出席し、150以上の国と92の国際機関から約6,000人が参加。
		③	多国間協力の推進	鉄道、港湾、エネルギー、金融、税制、環境保護、防災・減災、シンクタンク、メディアなどの専門分野をカバーする20余りの多国間対話・協力メカニズムを設立。
		④	ルール・基準連携の推進	2023年6月末現在、65カ国の標準化機関および国際・地域機関と107件の標準化協力文書に調印。
2	インフラ連結	①	国際ルートの建設	アジアの各地域およびアジア・欧州・アフリカ間を結ぶインフラネットワークを構築。
		②	海上の相互連結	2023年6月末現在、航路は世界43カ国の117港に達し、300社以上が「シルクロード海運」連盟に加盟。
		③	空中シルクロードの建設	104カ国と二国間航空輸送協定に調印し、57カ国と直行便を実現。
		④	国際複合一貫輸送ルートの拡大	2023年6月末現在、中欧班列の運行本数は累計7万4,000本、輸送量は約700万TEU、貨物総額は約3,000億ドル。
3	貿易円滑化	①	貿易投資規模の拡大	2013～2022年の貿易総額は累計19兆1,000億ドルに達し、年平均6.4%増加。双方向投資は累計3,800億ドル、うち、中国の対外直接投資は2,400億ドル。
		②	貿易・投資の自由化・円滑化レベルの向上	2023年8月末現在、80以上の国と国際機関が貿易円滑化協力イニシアチブに参加。28カ国・地域と21の自由貿易協定（FTA）を締結。
		③	貿易投資プラットフォームの向上	中国国際輸入博覧会を5年連続で開催、成約予定額は約3,500億ドル。
		④	産業強力の推進	2023年6月末現在、40カ国以上と生産能力協力文書に調印。
4	金融協力	①	金融協力メカニズムの整備	2023年6月末現在、中国系銀行13行が50カ国で145行を設立。20の二国間現地通貨スワップ協定、17の人民元決済取り決めに締結。
		②	投融資チャネルの拡大	2023年6月末現在、シルクロード基金の契約投資プロジェクトは累計75件、投資金額は約220億4,000万ドル。アジアインフラ投資銀行は106のメンバーを有し、227件の投資プロジェクトが承認され、投資額は436億ドル。2022年末現在、中国国家開発銀行は1,300以上のプロジェクトに金融サービスを提供。中国輸出入銀行の融資残高は2兆2,000億元、130カ国以上をカバー。
		③	投融資方式の革新	2023年6月末現在、パンダ債（外国機関が発行する人民元建て債券）の発行件数は累計99件、発行規模は累計1,525億4,000万元。「一帯一路」債券の発行件数は累計46件、発行規模は累計527億2,000万元。
		④	債務の持続可能性の強化	28カ国と融資指導原則を承認し、債務の持続可能性と管理能力を向上。債務持続可能性分析ツールを策定。
5	人文交流	①	文化観光の協力	2023年6月末現在、144カ国と文化・観光分野の協力文書に調印。シルクロード国際演劇連盟、博物館連盟、芸術祭連盟、図書館連盟、美術館連盟を設立、メンバーは72カ国。
		②	教育分野の交流・協力	2023年6月末現在、45カ国・地域と高等教育学位の相互承認協定を締結。「シルクロード」中国政府奨学金を設立。
		③	メディア・シンクタンクの協力	報道協力連盟を設立し、2023年6月末現在、メンバーは107カ国233社。シンクタンク協力連盟のパートナーが122社に増加。
		④	民間交流の深化	民間組織が約600の協力パートナーシップ構築を推進し、約300の民生協力プロジェクトを展開。

出所）国務院「『一帯一路』共同建設：人類運命共同体構築の重大な実践白書」（2023年10月）を基に作成

図表7 質の高い「一帯一路」共同建設を支持する
中国の8項目の行動

	項目	主な内容
①	立体連結 ネット ワーク の構築	中欧班列の質の高い発展を加速し、ユーラシア大陸物流の新ルートを建設。「シルクロード海運」による港湾・海運・貿易の一体的な発展を推進。
②	開放型 の建設 の支持	「シルクロード電子商取引（EC）」協力先行区を創設。より多くの自由貿易協定や投資保護協定を締結。製造業分野での外資参入制限措置を全面的に撤廃。サービス貿易および投資の開放を推進し、デジタル製品などの市場アクセスを拡大。「グローバルデジタル貿易博覧会」を開催。
③	実務協力の 展開	モデルプロジェクトと民生プロジェクトを一体的に推進。中国国家開発銀行と中国輸出入銀行に3,500億元の融資窓口を設置、シルクロード基金に800億元を増資。1,000件の小規模民生援助プロジェクトを実施。職業教育協力を推進するとともに、プロジェクトと人の安全保障を強化。
④	グリーン 発展の 促進	インフラ、エネルギー、交通などのグリーン分野における協力を深化。「一帯一路」グリーン発展国際連盟に対する支援を拡大。「一帯一路」グリーンイノベーション・フォーラムを継続開催。太陽光発電産業に関する対話・交流メカニズムとグリーン低炭素専門家ネットワークを構築。「一帯一路」グリーン投資原則を実行し、2030年までに10万人の研修を実施。
⑤	科学技術 イノベー ションの 推進	「一帯一路」科学技術イノベーション行動計画を継続実施するとともに、第1回「一帯一路」科学技術交流大会を開催。今後5年間で共同実験室の数を100カ所に拡大し、各国の若手科学者の中国での短期活動を支援。グローバル人工知能（AI）ガバナンス・イニシアチブを提起。
⑥	民間交流 の支持	「良渚フォーラム」を開催し、文明対話を深化（「良渚」は浙江省杭州市余杭区の地名）。シルクロード観光都市連盟を設立。「シルクロード」中国政府奨学金プログラムを継続実施。
⑦	クリーン な道の 建設	「一帯一路」クリーン建設ハイレベル原則を導入し、企業クリーン・コンプライアンス評価体系を構築するとともに、クリーン研究・研修を実施。
⑧	国際協力の メカニズ ムの整備	エネルギー、税制、金融、グリーン発展、減災、反腐敗、シンクタンク、メディア、文化などの分野における多国間協力プラットフォームの構築を強化。「一帯一路」国際協力サミットフォーラムを継続開催するとともに、事務局を設立。

出所) 新華社「第3回『一帯一路』国際協力サミットフォーラムの開幕式における習近平主席の基調演説」（2023年10月18日）を基に作成

4. 中国のイニシアチブと行動白書

人類運命共同体の理念を対外的に提起してから約10年が経過した2023年9月、国務院新聞弁公室は人類運命共同体構築の思想的含意と実践を包括的に紹介し、国際社会の理解と認識を増進することを目的に「手を携えて人類運命共同体を構築：中国のイニシアチブと行動白書」を発表した^[15]。

白書は「3大グローバルイニシアチブ」に関して、「中国が開発、安全保障、文明の3つの側面から人

類社会の進むべき方向性を示したことは、人類運命共同体の構築における重要な基盤となっている」との見解を示した上で、「中国は世界最大の開発途上国であり、グローバルサウスの一員として、他の開発途上国に最大限の援助を提供し、被援助国の開発能力の向上を支援している」と表明している。

その上で白書は、「グローバル開発イニシアチブは国連の持続可能な開発のための2030アジェンダと高度に一致し、特に開発途上国の開発を追求する声を反映している。グローバル安全保障イニシアチブは共通の安全保障理念を堅持し、国際的な安全保障の課題に対応するための知恵で貢献している。グローバル文明イニシアチブはすべての国が世界文明の多様性を尊重することを提唱し、異なる文明の交流と相互理解の促進に資する」ことから、国際社会は積極的に評価していると自賛している。

また、白書は「一帯一路」について、「人類運命共同体を構築するための実践であり、中国が世界に提供する国際公共財および国際協力のプラットフォームである」と強調した上で、「『一帯一路』は経済協力のイニシアチブであり、地政学的同盟や軍事同盟ではない」と主張している。

ここまで概観してきたように、人類運命共同体の政策体系の確立には約10年を要した。その背景としては、最初から細部を詰めつつ精緻なものを作り上げようとする日本と異なり、中国は大きな理念や目標を掲げ、まずはやってみて、必要があればその都度修正するという思考回路の違いによるところも大きいものと思われる。そういう意味では、今後も様々な要素を取り入れながら、内容の修正を図っていくことが見込まれる。

5. 地域横断的な協力枠組み

中国は新興国・開発途上国とさまざまな地域協力枠組みを構築しており、こうした協力枠組みを活用しつつ、グローバルサウスとの連携を強化しようとしている（図表8）。

図表8 中国とグローバルサウスとの主な地域協力枠組み

地域	名称	参加国・地域	設立時期
地域横断	上海協力機構（SCO）	ロシア、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、ウズベキスタン、インド、パキスタン、イラン、ベラルーシ	2001年6月
	BRICS	ブラジル、ロシア、インド、南アフリカ、UAE、イラン、エチオピア、エジプト、インドネシア	2009年6月に初の首脳会議開催
東南アジア	中国・ASEAN首脳会議	ASEAN 10カ国	1997年12月
大洋州	中国・太平洋島嶼国外相会議	太平洋島嶼国 11カ国	2021年10月
中央アジア	中国・中央アジアサミット	中央アジア 5カ国	2023年5月
中東	中国・アラブ諸国協力フォーラム（CASCFC）	アラブ連盟（LAS） 22カ国	2004年1月
	中国・アラブ諸国首脳会議	アラブ連盟（LAS） 22カ国	2022年12月
アフリカ	中国・アフリカ協力フォーラム（FOCAC）	アフリカ 53カ国	2000年10月
中南米	中国・中南米・カリブ諸国共同体（CELAC）フォーラム	CELAC加盟 33カ国	2015年1月

出所) 中華人民共和国中央人民政府ウェブサイト、各種資料を基に作成

このうち、地域横断的な協力枠組みとしては、上海協力機構やBRICSなどがある。

1) 上海協力機構

上海協力機構（SCO : Shanghai Cooperation Organization）は安全保障、経済協力、政治対話などを目的とした多国間協力機構で、ユーラシア地域における最大規模の地域組織であり、最高意思決定機関である加盟国元首理事会（サミット）を年1回、輪番議長国が開催している。また、外交、国防、安全保障、経済・貿易、文化、衛生、教育、交通、緊急災害対応、科学技術、農業、司法、観光、国家調整官等の会議メカニズムを設置している^[16]。

上海協力機構は1996年4月に中国、ロシア、カザフスタン、キルギス、タジキスタンの5カ国が結成した「上海ファイブ」をベースとして、2001年6月にウズベキスタンを新たに加えて設立された。

2017年にインド、パキスタン、2023年にイラン、

2024年にベラルーシが正式加盟し、現在10カ国が加盟している。また、オブザーバー国（会合には参加できるが議決権は持たない準加盟国）が2カ国（アフガニスタン、モンゴル）、対話パートナー（各種会議・事業に限定的に参加できる国）が14カ国（アゼルバイジャン、アルメニア、カンボジア、ネパール、トルコ、スリランカ、サウジアラビア、エジプト、カタール、バーレーン、モルディブ、ミャンマー、アラブ首長国連邦（UAE）、クウェート）ある。

2025年は中国が議長国となり、8月31日～9月1日に天津で上海協力機構サミットの開催を予定している。

2) BRICS

BRICsは2000年代以降に著しい経済発展を遂げた4カ国（ブラジル、ロシア、インド、中国）の総称として、米投資銀行ゴールドマン・サックスが2001年11月に公表した投資家向けレポートで初めて用いられた。BRICs4カ国は2009年6月、ロシアのエカテリンブルクで初の首脳会議を開催。2011年4月に中国の三垂で開催された首脳会議に南アフリカ共和国が初めて参加し、正式名称をBRICS首脳会議に変更した。また、2014年7月にはBRICSが運営する国際開発金融機関として「新開発銀行（NDB : New Development Bank）」が設立された。

2017年9月に福建省廈門（アモイ）市で開催された第9回首脳会議において習近平国家主席はグローバルサウス諸国との対話・連携強化を目的とした「BRICS プラス」を提唱。2022年5月に開催されたBRICS外相会合に初めてゲスト国（カザフスタン、サウジアラビア、アルゼンチン、エジプト、インドネシア、ナイジェリア、セネガル、UAE、タイ）を招待した。

2023年8月に開催されたBRICS首脳会議では、アルゼンチン、エジプト、エチオピア、イラン、サウジアラビア、UAEの6カ国が2024年1月から正式加盟国となることが発表された。ただし、2024年12月に就任したアルゼンチンのミレイ大統領は前任者の加盟申請を撤回し、加盟しないことを決定。サウジアラビアは招待されているが、正式には加盟して

おらず、慎重に判断中とされる。

BRICSは2024年10月、ロシア西部のカザンで第16回首脳会議を開催し、36カ国が参加した。原加盟国の5カ国（ブラジル、ロシア、インド、中国、南アフリカ共和国）に加え、2024年1月から枠組みに加わった4カ国（UAE、イラン、エチオピア、エジプト）を含む拡大体制となったBRICSとして、初の首脳会談となった。

2025年の議長国であるブラジルは2025年1月、インドネシアの正式加盟およびナイジェリアがパートナー国になったことを発表。インドネシアは東南アジア諸国連合（ASEAN）で初の正式加盟国となった。また、ナイジェリアは、ベラルーシ、ボリビア、キューバ、カザフスタン、マレーシア、タイ、ウガンダ、ウズベキスタンに次ぐ9番目のパートナー国となった。さらに、2025年6月には、ベトナムがパートナー国として承認された。

第17回首脳会議は2025年7月6～7日、ブラジルのリオデジャネイロで開催され、BRICS加盟11カ国に加え、2024年に新設された「パートナー国」10カ国が参加した^[17]。

習近平国家主席は今回の首脳会議に欠席し、李強総理が代理出席した。李総理は第1段階会議「平和と安全保障、グローバルガバナンス改革」での演説において「BRICSはグローバルサウスの『第一陣』として、独立自主を堅持し、責任ある姿勢を示し、コンセンサスの形成と力の結集において、さらに大きな役割を果たし、グローバルガバナンス改革を推進する先鋒とならなければならない」と指摘した^[18]。

また、李総理は①道義の堅持による世界の平和と安定の維持、②発展に焦点を当てた経済成長の原動力の強化、③包摂性と多様性の尊重による文明交流と相互学習の促進の3点を提唱した上で、中国は2025年、中国・BRICS新質生産力研究センターの設立などを通じて^[19]、工業・通信分野の人材育成を支援していくことを表明した（図表9）。

図表9 第17回BRICS首脳会議における李強総理の演説要旨

	項目	概要
①	道義の堅持による世界の平和と安定の維持	公正と正義の実現はBRICS諸国が長年追求してきた目標であり、BRICS協力の重要な内包。国際ルールが破壊され、いじめ行為が増加する中、平和的手段による紛争解決を推進し、事の是非に基づく根本的な解決策を模索。
②	発展に焦点を当てた経済成長の原動力の強化	中国の改革開放の過程は、発展が問題解決の基礎・鍵であることを示しており、グローバルサウスも同様。発展協力を積極的に主導し、新興分野の成長潜在力を掘り起こし、互恵ウィンウィンの新たな空間を開拓。中国は2025年、中国・BRICS新質生産力研究センターを設立するとともに、BRICS新工業「金鷲」卓越奨学金を創設し、工業・通信分野の人材育成を支援し、革新的発展を促進。
③	包摂性と多様性の尊重による文明交流と相互学習の促進	文明対話は、平和と友好の架け橋となるだけでなく、共同発展の知恵を喚起。文明の調和と共生の提唱者として、世界文明の多様性の尊重を呼びかけ、異なる文明が輝き合い、促し合う関係を実現。

出所) 外交部「第17回BRICS首脳会議第1段階会議『平和と安全保障、グローバルガバナンス改革』における李強総理の演説」（2025年7月7日）を基に作成

6. 地域協力枠組みの動向

中国は開発途上国と様々な協力枠組みを構築しつつ、連携を強化してきた。ここでは①東南アジア、②大洋州、③中央アジア、④中東、⑤アフリカ、⑥中南米の6地域について、枠組みの内容や中国政府の動向を検証する。

1) 東南アジア地域

中国は1997年12月に開催された第2回東南アジア諸国連合（ASEAN）首脳会議において初の「中国・ASEAN首脳会議」を開催。2003年10月にはASEANと「平和と繁栄のための戦略的パートナーシップに関する共同宣言」に調印した。また、2005年7月にはASEAN・中国自由貿易協定（ACFTA）を発効させるなど、ASEANとの関係強化を図っている。

2021年11月には、中国・ASEAN対話関係樹立30周年を記念して特別首脳会議が開催され、習近平国家主席は中国とASEANの関係を（従来の戦略的パートナーシップから）「包括的戦略パートナーシップ」へ格上げすることを正式に宣言した。

その上で習主席は今後の中国・ASEAN関係について、「五大故郷」（平和、安定、繁栄、美麗、友好

の故郷）共同建設目標を提唱し、質の高い「一帯一路」を共同で建設し、ASEANが提起する「ASEANインド太平洋アウトルック（AOIP）」との協力を展開していくことなどを建議した^[20]（図表10）。

図表10 中国とASEANとの「五大故郷」共同建設目標の概要

	項目	概要
①	平和の故郷	中国は地域の平和の建設者と守護者になり、対話を堅持し、対抗せず、パートナーになり、同盟を結ばず、平和を脅かす様々なネガティブ要因に連携して対応。
②	安定の故郷	各種の伝統的・非伝統的安全保障の課題に直面する中、共同、総合、協力、持続可能な安全保障観を堅持し、防衛、テロ対策、海上共同捜索救助・演習、国際犯罪取り締まり、災害管理などの分野の協力を深化。
③	繁栄の故郷	グローバル開発イニシアチブはASEAN各国の発展のニーズに沿ったものであり、「ASEAN共同体ビジョン2025」との相乗効果が可能。RCEPの機能を全面的に発揮させ、ASEAN・中国自由貿易協定（ACFTA）のアップグレード（ACFTA3.0）の構築を早期に開始し、貿易投資の自由化・円滑化レベルを向上させ、デジタル経済、グリーン経済等の分野の協力を展開し、経済・貿易の革新的発展モデルを共同で建設。質の高い「一帯一路」を共同で建設し、ASEANが提起するAOIPとの協力を展開。
④	美麗の故郷	気候変動対応対話を展開し、持続可能な発展計画を連携。地域のエネルギー転換を共同で推進し、クリーンエネルギー協力センターの設立を検討し、再生可能エネルギー技術の共有を強化。グリーンファイナンスとグリーン投資協力を強化し、低炭素で持続可能な発展を支援。
⑤	友好の故郷	ポストコロナの往来再開を積極的に検討し、文化、観光、シンクタンク、メディア、女性などの分野での交流を推進。職業教育、学歴相互認定などの協力を強化し、奨学金を拡充。

出所) 中国・ASEAN対話関係樹立30周年記念特別首脳会議（2021年11月22日）における習近平国家主席の発言を基に作成

商務部は2025年5月21日、中国・ASEAN経済貿易担当閣僚特別会議が5月20日に開催され、ASEAN・中国自由貿易協定（ACFTA）のアップグレード（ACFTA3.0）交渉が全面的に妥結したと発表した。今回の改定によって、①デジタル経済、②グリーン経済、③サプライチェーン連結性、④零細・中小企業、⑤競争と消費者保護の5分野が同協定に盛り込まれた。また、①税関手続きおよび貿易円滑化、②任意規格・強制規格・適合性評価手続き、③衛生・植物検疫措置、④経済・技術協力といった既存分野でも見直しが実施された。

商務部は「ACFTA3.0は中国・ASEAN運命共同体の構築を力強く促進する。中国とASEANは二大開発途上経済体として、3.0の構築を通じて相互開放を拡大し、新興分野や新質生産力における協力を全面的に拡充することで、中国とASEANの大規模市場の構

築に重要な制度的保障を提供するとともに、中国・ASEAN運命共同体の推進および双方の共同繁栄と発展の促進に持続的な原動力を提供する」と表明。次のステップとして、双方は国内批准手続きを積極的に推進し、年内に正式調印を目指すとしている^[21]。

2) 大洋州地域

大洋州地域では2021年10月、中国の主催により中国・太平洋島嶼国第1回外相会議がオンライン形式で開催され、キリバス、フィジー、トンガ、ソロモン諸島、サモアが参加した。また、2022年5月には、フィジーの首都スバで第2回中国・太平洋島嶼国外相会議を開催。キリバス、サモア、ニウエ、パプアニューギニア、バヌアツ、ミクロネシア連邦、ソロモン諸島、トンガが参加した。

第3回中国・太平洋島嶼国外相会議は2025年5月28日、福建省廈門（アモイ）市で開催され、キリバス、ニウエ、トンガ、ミクロネシア連邦、ソロモン諸島、バヌアツ、パプアニューギニア、クック諸島、ナウル、フィジー、サモアが参加した。王毅外交部長は「中国と太平洋島嶼国との協力は、歴史の潮流に即し、時代の課題に応えるもので、豊かな成果を収め、島嶼国の人々に恩恵をもたらし、地域の平和、安定、繁栄を促進し、大国と小国の平和共存のためのベンチマークを確立し、グローバルサウスの団結と発展に模範を示した」と表明した。

また、王部長は「各国は、習近平国家主席と太平洋島嶼国の指導者との間で達成されたコンセンサスに基づき、双方の協力の推進方法および国際・地域における共通関心事項について意見交換を行い、①平等な対応、②共同発展、③公平・公正、④開放と包摂、⑤相互学習の提唱の5項目でコンセンサスに至った」と述べた^[22]。

3) 中央アジア地域

中国と中央アジア5カ国は2023年5月、第1回「中国・中央アジアサミット」を陝西省西安市において開催した。同サミットは2年ごとに中国と5カ国のうちアルファベット順で担当となった国の持ち回りで開催される（中国での開催は4年に1度）。

図表12 アフリカの現代化を推進する中国の「10大パートナーシップ行動」の概要

	項目	概要
①	文明相互学習	国政運営に関する経験交流プラットフォームを構築し、中国・アフリカ発展知識ネットワークと25の中国・アフリカ研究センターを設立。1,000人のアフリカ政党関係者を中国に招へいし、双方の国政運営に関する経験交流を深化。
②	貿易と繁栄	133のアフリカ諸国を含む中国と国交を樹立するすべての後発開発途上国の全税目製品にゼロ関税措置を適用。アフリカ農産物の輸入を拡大し、電子商取引等の分野での協力を深化させ、「中国・アフリカ品質向上計画」を実施。
③	産業チェーン協力	産業協力成長圏を構築し、中国・アフリカ経済・貿易協力深化先行区を建設するとともに、アフリカ中小企業能力強化計画を始動。中国・アフリカ・デジタル技術協力センターを設立し、20のデジタルモデルプロジェクトを建設。
④	相互接続	30のインフラ接続プロジェクトを実施し、質の高い「一帯一路」共同建設を推進。アフリカ大陸自由貿易圏の構築を支援し、物流や金融分野での協力を深化させ、地域横断的な発展を支援。
⑤	開発協力	グローバル開発イニシアチブの枠組みで協力を深化させ、1,000件の「小さくても美しい」民生プロジェクトを実施。中国・世界銀行パートナーシップ基金に出資し、アフリカの開発を支援。
⑥	衛生・保健	中国・アフリカ病院連盟を設立し、共同医学センターを建設。また、2,000人の医療隊員を派遣し、20の医療・衛生およびマラリア対策プロジェクトを実施。アフリカ疾病予防管理センターの建設を支援し、アフリカ各国の公衆衛生能力を向上。
⑦	農業振興と民生支援	10億元の緊急食糧援助を提供し、10万ムー（約6,700ヘクタール）の農業標準化モデル区を建設し、500人の農業専門家を派遣し、中国・アフリカ農業科学技術イノベーション連盟を設立。「双方向」の投資・起業を奨励し、アフリカで100万人以上の雇用を創出。
⑧	人文交流	「未来アフリカ職業教育計画」を推進し、工学技術学院を共同で建設し、10の「鲁班工坊（職業訓練施設）」を建設。また、アフリカの女性と青年を重点に6万人分の研修枠を提供。「文化シルクロード計画」および「ラジオ・テレビ・視聴革新協力計画」を共同で実施。
⑨	グリーン開発	30件のクリーンエネルギープロジェクトを実施し、気象早期警報業務プラットフォームを構築し、防災・減災・災害救援や生物多様性保護で協力を展開。
⑩	安全保障共同構築	グローバル安全保障イニシアチブの実施に関するパートナーシップを構築し、10億元の無償軍事援助を提供。中国・アフリカ軍による合同演習・訓練・巡航を展開。

出所) 外交部「手を携えて現代化を推進し、運命共同体を共同で構築：中国・アフリカ協力フォーラム北京サミット開幕式での基調演説」（2024年9月5日）を基に作成

6) 中南米地域

中国と中南米・カリブ諸国共同体（CELAC）33カ国との協力メカニズムとして、2014年7月に中国・CELACフォーラムの設立が宣言され、2015年1月に第1回閣僚級会議を北京で開催した。

習近平国家主席は2025年5月13日、北京で開催された中国・CELACフォーラム第4回閣僚級会議の開幕式で行った基調演説において、「中国と中南

第2回中国・中央アジアサミットは2025年6月16～18日、カザフスタンのアスタナで開催された。参加国は「中国・中央アジア精神」を発揚し、恒久的な善隣友好を堅持し、中国・中央アジア運命共同体の構築を推進し、新たな成果を継続的に収めていくことで一致。政治・経済・安全保障などを包括する「永久善隣友好協力条約」に署名し、協力関係を法的に制度化した。

習近平国家主席は基調発言において、「質の高い『一帯一路』共同建設を推進し、中国・中央アジア運命共同体の構築という目標に向けて前進していかなければならない」と指摘。その上で習主席は、①相互信頼と支援の堅持、②協力枠組みの最適化、③安全保障枠組みの構築、④人文の絆の強化、⑤国際秩序の擁護の5項目を提起し、質の高い協力や発展の実現に向けて、15億元の無償援助を提供することを表明した^[23]。

4) 中東地域

中国とアラブ連盟の地域協力枠組みとして、2004年1月に中国・アラブ諸国協力フォーラム（CASCF:China-Arab States Cooperation Forum）の設立が発表され、以後、隔年に1度閣僚級会合が開催されている。また、2021年7月には、王毅外交部長がエジプトのエル・アラメインでアラブ連盟のアブルゲイト事務局長と会見し、2022年にサウジアラビアで第1回中国・アラブ諸国首脳会議を開催することで合意した^[24]。

習近平国家主席は2022年12月7～9日、国賓としてサウジアラビアの首都リヤドを公式訪問し、12月9日にリヤドで開催された第1回中国・アラブ諸国首脳会議に出席。中国とサウジアラビアを含むアラブ連盟21カ国・機構の首脳などが参加した^[25]。

習主席は首脳会議で行った重要演説において、「中国・アラブ運命共同体の構築」および「中国・アラブ包括的協力計画要綱」の第1段階として、①開発支援、②食糧安全保障、③衛生・健康、④グリーン・イノベーション、⑤エネルギー安全保障、⑥文明対話、⑦青少年育成、⑧安全保障・安定の8分野をカバーす

る『8大共同行動』を推進することを提起した^[26]。

その後、習主席は2024年5月30日、北京で開催された中国・アラブ諸国協力フォーラム第10回閣僚級会議での基調演説において、「8大共同行動」が重要な成果を収めたことを踏まえ、「5大協力枠組み」（①活力に満ちたイノベーション駆動、②大規模な投資・金融、③立体的なエネルギー協力、④バランスの取れた互恵的な経済・貿易、⑤高次元の人文交流）を構築し、中国・アラブ運命共同体の建設を加速していくことを表明した（図表11）^[27]。

図表11 中国とアラブ諸国との「5大協力枠組み」の概要

	項目	概要
①	活力に満ちたイノベーション駆動	生命・健康、AI、グリーン・低炭素、現代農業、宇宙情報等の分野で10カ所の共同研究所を建設。AI分野の協力を強化し、実体経済の活性化を促進するとともに、広範なコンセンサスに基づくグローバルAIガバナンス体系の形成を推進。
②	大規模な投資・金融	産業・投資協力フォーラムを設立し、双方の金融機関の協力強化を支持。アラブの銀行の人民元クロスボーダー決済システムへの参画を歓迎し、中央銀行のデジタル通貨分野の交流と協力を深化。
③	立体的なエネルギー協力	石油・天然ガス分野の戦略的協力を強化し、新エネルギー技術の研究開発および設備生産を共同で展開。アラブ諸国の再生可能エネルギープロジェクトに対する中国のエネルギー企業および金融機関の参画を支援。
④	バランスの取れた互恵的な経済・貿易	開発協力プロジェクトを積極的に推進し、二国間および地域間のFTA交渉を加速させ、電子商取引（EC）協力に関する対話メカニズムの構築を推進。中国国際輸入博覧会へのアラブ諸国の参加を歓迎し、アラブ諸国からの非エネルギー製品、特に農産品・食品の輸入を拡大。
⑤	高次元の人文交流	グローバル文明イニシアチブ・中国・アラブセンターを設立し、シンクタンク連盟、青年発展フォーラム、大学連盟、文化・観光協力研究センターなどのプラットフォーム構築を加速。アラブから毎年200人の政党指導者を招へいするとともに、今後5年間で1,000万人の観光客の相互訪問を実現。

出所) 外交部「習近平主席、中国・アラブ協力フォーラム第10回閣僚級会議開幕式に出席し、基調演説」（2024年5月30日）を基に作成

5) アフリカ地域

中国とアフリカ諸国の経済・外交・安全保障関係を促進するメカニズムとして、中国の主宰により2000年10月に北京で第1回「中国・アフリカ協力フォーラム（FOCAC:Forum on China-Africa Cooperation）が開催され、以後3年ごとに中国とアフリカで交互に開催されている。

習近平国家主席は2024年9月5日、FOCAC北京サ

米・カリブ諸国はグローバルサウスの重要な構成メンバー、独立自主は我々の誇りある伝統、発展と振興は我々の当然の権利、公平と正義は我々の共通の追求である」と指摘。中国は中南米・カリブ諸国に対して「5大プロジェクト」（団結、発展、文明、平和、民心）を始動させ、発展と振興を追求し、中国・中南米・カリブ諸国運命共同体の構築を推進していくことを提起した^[29]。その上で習主席は、中南米・カリブ諸国の発展を支援するため、660億元の与信枠を表明した（図表13）。

図表13 中国の中南米・カリブ諸国に対する「5大プロジェクト」の概要

項目	概要
① 団結	今後3年間、毎年CELAC加盟国の政党幹部300名を招へいし、視察・訪問を通じて国政運営の経験を交流。多国間の場における中南米・カリブ諸国の影響力拡大を支持。
② 発展	グローバル開発イニシアチブを実行し、多角的貿易体制、グローバル産業チェーン・サプライチェーンの安定性と円滑性を擁護。発展戦略の連携を強化し、質の高い「一帯一路」共同建設を推進するとともに、クリーンエネルギー、5G通信、デジタル経済、AIなど新興分野での協力を拡大し、中国・中南米・カリブ諸国科学技術パートナーシップ計画を実施。中南米・カリブ諸国の製品輸入をさらに拡大するとともに、中国企業の投資拡大を奨励。
③ 文明	グローバル文明イニシアチブを実行し、平等、相互学習、対話、包摂の文明観を確立し、全人類共通の価値観を発揚。文明交流と相互学習を深化させ、中国・中南米・カリブ諸国文明対話を開催。また、文化・芸術分野での交流と協力を深化。
④ 平和	グローバル安全保障イニシアチブを実行し、「中南米・カリブ地域の平和地帯宣言」と「中南米・カリブ33カ国の非核兵器地帯構築に関する声明」を支持。災害ガバナンス、サイバーセキュリティ、テロ対策、腐敗防止、麻薬禁止、国際組織犯罪対策などの協力を強化し、地域の安全と安定を擁護。
⑤ 民心	今後3年間で、CELAC加盟国に3,500名の政府奨学金枠、1万名の中国研修枠、500名の国際中国語教師奨学金枠、300名の貧困削減技術人材研修枠、1,000名の「中国語架け橋」プロジェクトによる訪中枠を提供。300件の「小さくても美しい」民生プロジェクトや「鲁班工坊」などの職業教育協力プロジェクトを推進。5カ国に対してビザ免除政策を実施するとともに対象国を適時拡大。

出所) 外交部「中国・中南米カリブ海諸国共同体（CELAC）フォーラム第4回閣僚級会議開幕式での習近平主席の基調演説」（2025年5月13日）を基に作成

また、中国・CELACフォーラム出席のため訪中したコロンビアのグスタボ・ペトロ大統領は2025年5月14日、習主席と北京で会談し、「一帯一路」に関する協力文書に署名した。中国政府によれば、「一帯一路」の参加国は156カ国に達した^[30]。

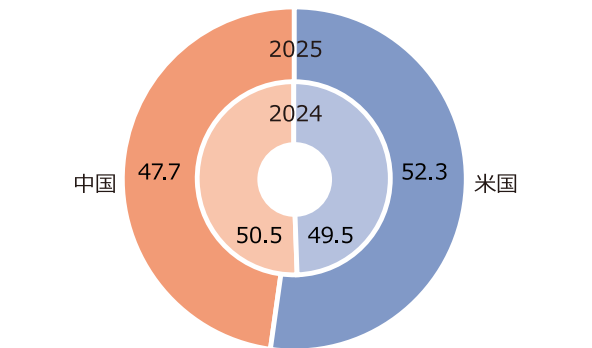
7. グローバルサウスの対中外交政策のスタンス

激化する米中対立やロシアによるウクライナ侵攻などを背景に、西側諸国と中国・ロシアの両陣営の分断は一層進行している。こうした中、グローバルサウス諸国は、いずれかの陣営に組み込まれることや、特定の大国の意向に従わざるを得ない状況に陥ることを回避すべく、いずれの側にも明確に与しないスタンスを堅持している。

たとえば、米中対立の主戦場ともいわれるASEANについて、シンガポールのシンクタンク「ISEASユソフ・イシャク研究所」が2025年4月に公表した調査報告書「The State of Southeast Asia:2025 Survey Report」によれば、「米国または中国との同盟を余儀なくされた場合、どちらを選ぶか」という問いに対し、「米国」との回答が52.3%、「中国」が47.7%と拮抗する結果となった（図表14）^[31]。

調査報告書はこの結果について、「中国との経済的相互依存と、米国との安全保障上の配慮や歴史的関係の間で、ASEANが微妙なバランスを取っている現状が浮き彫りになっている」と指摘している。

図表14 中国もしくは米国と同盟を結ぶことを余儀なくされた場合の選択



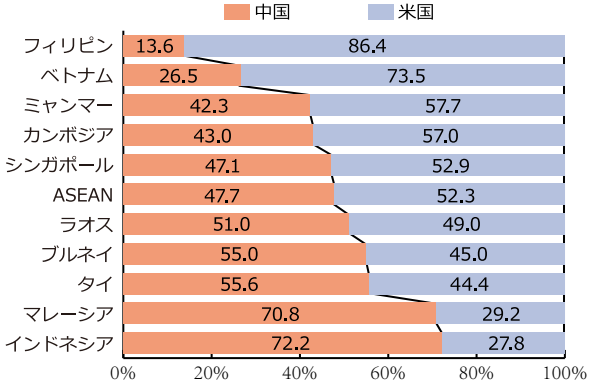
出所) ISEAS「The State of Southeast Asia:2025 Survey Report」（2025年4月）を基に作成

なお、国別に見ると、中国と同盟を結ぶことへの支持は、インドネシア（72.2%）、マレーシア（70.8%）、タイ（55.6%）、ブルネイ（55.0%）、ラオス（51.0%）が高い（図表15）。この結果について、調査報告書は「中国の『一帯一路』などを通じ

た深い経済的結びつきや貿易依存度、地域連携プロジェクトの影響に加え、米国の政策（特にイスラエル・ガザ紛争への姿勢）に対する不満の高まりが、大きく影響している可能性がある」と分析している。

他方、米国と同盟を結ぶことへの支持が最も高かったのは、フィリピン（86.4%）、ベトナム（73.5%）、ミャンマー（57.7%）、カンボジア（57.0%）、シンガポール（52.9%）であった。調査報告書は「フィリピンとベトナムにおける米国支持の強さは、南シナ海における中国との領有権問題に加え、米国との安全保障協力の深化が背景にある」との見解を示している。

図表15 中国もしくは米国と同盟を結ぶことを余儀なくされた場合の選択（国別）



出所) ISEAS「The State of Southeast Asia:2025 Survey Report」（2025年4月）を基に作成

本稿のまとめ：人類運命共同体を旗印にグローバルサウスとの連携を強化

中国は多極化する国際秩序を見据えつつ、西側主導の体制に対抗する形で、グローバルサウス戦略を多面的かつ長期的に推進している。この戦略の中核に位置付けられるのが、中国が外交理念として掲げる「人類運命共同体」であり、その構築に向けて、①パートナーシップの確立、②安全保障体制の構築、③発展展望の追究、④文明交流の促進、⑤生態体系の構築の5分野から成る「五位一体」構想を打ち出している。

また、人類運命共同体の構築における重要基盤として、3大グローバルイニシアチブを提起し、開発、安全保障、文明の各側面から人類社会の方向性を示すとともに、「世界最大の開発途上国」としての立場から、グローバルサウス諸国への支援を通じて、中国の貢献を主張している。さらに、人類運命共同体構築の実践プラットフォームである「一帯一路」を通じて、経済面を中心とした協力を展開している。

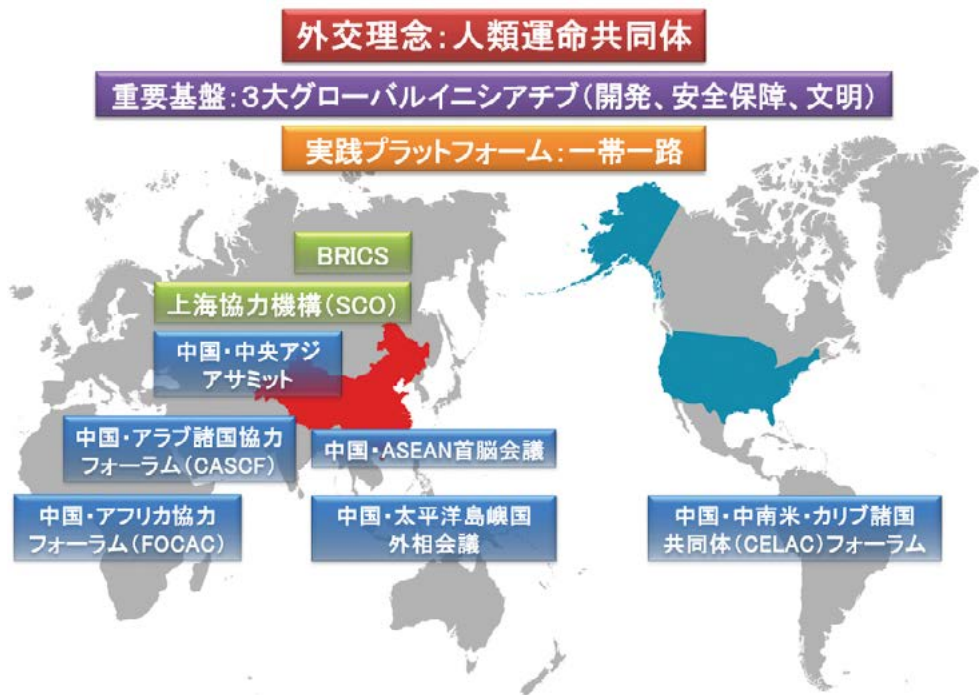
加えて、上海協力機構、BRICSといった地域横断的な協力枠組みを形成するとともに、東南アジア地域では中国・ASEAN首脳会議、大洋州地域では中国・太平洋島嶼国外相会議、中央アジア地域では中国・中央アジアサミット、中東地域では中国・アラブ諸国協力フォーラム（CASCf）、アフリカ地域では中国・アフリカ協力フォーラム（FOCAC）、中南米地域では中国・中南米・カリブ諸国共同体（CELAC）フォーラムなど、多国間協力の枠組みを各地域で主導している（図表16）。

中国のグローバルサウス戦略は、パートナーシップと南南協力を掲げながらも、実質的には中国の影響力を拡大し、現行の国際秩序に対抗し得る新たな枠組みの構築を目指す外交戦略である。これは、地政学的側面と経済的側面の双方を併せ持ち、新興国・途上国を取り込むことで、中国主導の経済圏の形成を進める戦略といえる。

このような動きは、国際ビジネスのルール形成やサプライチェーンの構築にも少なからぬ影響を及ぼすことが予想される。日本企業としては、中国企業との競合リスクと協業の可能性を踏まえつつ、グローバルサウスにおける中国のプレゼンス拡大の動向を注視していく必要がある。

（2025年7月18日記）

図表16 中国のグローバルサウス戦略の構図



出所) 中華人民共和国中央人民政府ウェブサイト、各種資料を基に作成

- 【1】 新華社「習近平国家主席、2025年の新年祝辞を発表」2024年12月31日
<http://www.news.cn/politics/leaders/20241231/223dba0aa84840bc8ebf2fdead34df9d/c.html>
- 【2】 新華社「中国共産党第18回全国代表大会における胡錦濤主席の報告」2012年11月17日
http://www.xinhuanet.com//18cpcnc/2012-11/17/c_113711665_12.htm
- 【3】 新華社「モスクワ国際関係学院における習近平主席の演説」2013年3月24日
https://www.gov.cn/ldhd/2013-03/24/content_2360829.htm
- 【4】 新華社「第70回国連総会一般討論における習近平主席の演説」2015年9月29日
http://www.xinhuanet.com//world/2015-09/29/c_1116703645.htm?rsv_upd=1
- 【5】 新華社「第76回国連総会一般討論における習近平主席の演説」2021年9月21日
http://www.gov.cn/xinwen/2021-09/22/content_5638597.htm
- 【6】 新華社「ボアオ・アジアフォーラム2022年年次総会における習近平主席の基調演説」2022年4月21日
http://www.gov.cn/xinwen/2022-04/21/content_5686424.htm
- 【7】 新華社「中国共産党と世界の政党とのハイレベル対話における習近平主席の基調演説」2023年3月15日
https://www.gov.cn/xinwen/2023-03/15/content_5746950.htm
- 【8】 国家発展改革委員会、外交部、商務部「シルクロード経済ベルトと21世紀海上シルクロードの共同建設の推進におけるビジョンと行動」2015年3月28日
https://www.ndrc.gov.cn/xwtd/xwfb/201503/t20150328_956036.html
- 【9】 外交部「趙立堅外交部報道官が2021年12月28日の定例記者会見を主宰」2021年12月28日
https://www.fmprc.gov.cn/web/fyrbt_673021/jzhsl_673025/202112/t20211228_10476420.shtml
- 【10】 新華社「中華人民共和国国民経済・社会発展第13次5カ年計画要綱」2016年3月17日
http://www.xinhuanet.com/politics/2016lh/2016-03/17/c_1118366322.htm
- 【11】 新華社「中華人民共和国国民経済社会発展第14次5カ年計画および2035年までの長期目標要綱」2021年3月12日
http://www.xinhuanet.com/politics/2021lh/2021-03/13/c_1127205564.htm
- 【12】 国務院新聞弁公室「『一帯一路』共同建設：人類運命共同体構築の重大な実践白書」2023年10月10日
http://www.scio.gov.cn/zfbps/zfbps_2279/202310/t20231010_773682.html

- 【13】 国務院新聞弁公室「『一帯一路』共同建設：人類運命共同体構築の重大な実践白書の記者会見を開催」2023年10月10日
<http://www.china.com.cn/app/template/amucsite/web/webLive.html#3218>
- 【14】 新華社「第3回『一帯一路』国際協力サミットフォーラムの開幕式における習近平の基調講演」2023年10月18日
https://www.gov.cn/yaowen/liebiao/202310/content_6909882.htm
- 【15】 国務院新聞弁公室「手を携えて人類運命共同体を構築：中国のイニシアチブと行動白書」2023年9月26日
https://www.fmprc.gov.cn/web/zyxw/202309/t20230926_11150108.shtml
- 【16】 上海協力機構議長国公式サイト (<https://www.scochina2025.org.cn>) に基づく。
- 【17】 サウジアラビアは、BRICS公式ウェブサイトでは「加盟国」の扱いになっているが、最終的な加盟手続きは完了していない。
- 【18】 外交部「第17回BRICS首脳会議第1段階会議『平和と安全保障、グローバルガバナンス改革』における李強総理の演説」2025年7月7日
https://www.fmprc.gov.cn/web/zyxw/202507/t20250707_11666422.shtml
- 【19】 新質生産力は新興産業や未来産業などの振興を目的とした産業政策であり、「中国製造2025」の「アップグレード版」と指摘される。新質生産力の概要については、国際協力銀行「JBIC中国レポート」2025年度1号「中国の産業高度化政策の現状と今後の展望」(https://www.jbic.go.jp/ja/information/reference/image/china2025_01.pdf) を参照されたい。
- 【20】 新華社「中国・ASEAN対話関係樹立30周年記念特別首脳会議における習近平主席の演説」2021年11月22日
http://www.gov.cn/xinwen/2021-11/22/content_5652461.htm
- 【21】 商務部「中国とASEAN10カ国、中国・ASEAN自由貿易協定3.0交渉で全面的に妥結」2025年5月21日
http://www.mofcom.gov.cn/xwfb/bldhd/art/2025/art_bbb70aa4b13a4644abd4269f280f9c9c.html
- 【22】 外交部「王毅部長、第3回中国・太平洋島嶼国外相会議でのコンセンサスについて発言」2025年5月28日
https://www.mfa.gov.cn/web/wjzbz_673089/xghd_673097/202505/t20250528_11635694.shtml
- 【23】 外交部「第2回中国・中央アジアサミットにおける習近平主席の基調発言」2025年6月17日
https://www.mfa.gov.cn/zyxw/202506/t20250617_11651891.shtml
- 【24】 外交部「中華人民共和国外交部とアラブ諸国連盟事務局の共同声明」2021年7月19日
https://www.fmprc.gov.cn/web/ziliao_674904/1179_674909/202107/t20210719_9180844.shtml
- 【25】 アラブ連盟 (League of Arab States) は加盟国の独立やその主権を擁護するために、経済、社会、文化などの問題に協力・調整することを目的とした地域協力機構で、1945年3月に創設された。本部はエジプトの首都カイロ。エジプト、シリア (2011年11月16日に内戦での反政府派への武力弾圧を理由に加盟資格停止。2023年5月に復帰)、イラク、ヨルダン、レバノン、サウジアラビア、イエメン、リビア、スーダン、モロッコ、チュニジア、クウェート、アルジェリア、アラブ首長国連邦 (UAE)、バーレーン、カタール、オマーン、モーリタニア、ソマリア、パレスチナ自治区、ジブチ、コモロの22カ国・地域で構成されている。
- 【26】 外交部「習近平主席、第1回中国・アラブ諸国首脳会議において中国とアラブ諸国の実務協力に関する『8大共同行動』を提唱」2022年12月10日
https://www.fmprc.gov.cn/zyxw/202212/t20221210_10988453.shtml
- 【27】 外交部「習近平主席、中国・アラブ諸国協力フォーラム第10回閣僚級会議の開幕式に出席し、基調演説」2024年5月30日
https://www.fmprc.gov.cn/web/zyxw/202405/t20240530_11317232.shtml
- 【28】 外交部「手を携えて現代化を推進し、運命共同体を共に構築：中国・アフリカ協力フォーラム北京サミット開幕式での基調演説」2024年9月5日
https://www.fmprc.gov.cn/web/zyxw/202409/t20240905_11485600.shtml
- 【29】 外交部「中国・中南米・カリブ諸国共同体フォーラム第4回閣僚級会議開幕式における習近平主席の基調演説」2025年5月13日
https://www.fmprc.gov.cn/web/zyxw/202505/t20250513_11621852.shtml
- 【30】 中国「一帯一路」ウェブサイト (<https://www.yidaiyilu.gov.cn>) に基づく。
- 【31】 ISEAS「The State of Southeast Asia:2025 Survey Report」2025年4月3日
(<https://www.iseas.edu.sg/wp-content/uploads/2025/03/The-State-of-SEA-2025-1.pdf>)。同調査はISEASが毎年実施しているもので、今回で7回目。調査期間は2025年1月3日～2月15日で、ASEAN加盟10カ国ならびに東ティモールを合わせた11カ国の学術界・シンクタンク・研究機関、市民社会組織・メディア、政府、産業、地域・国際機関の関係者2,023人が回答した。なお、東ティモールが対象になったのは今回から。

コラム2

資本輸出を軸に開放を加速 する上海国際金融センター



関根 栄一

(株)野村資本市場研究所
北京事務所 首席代表

1991年に日本輸出入銀行（現・国際協力銀行）入行、財務部、北京事務所等を経て、
2006年5月に野村資本市場研究所に入社、2010年7月より現職。

I. 上海国際金融センター に関するアクションプラン の公表

1. 上海をハブとした企業向け金融 サービスの利便性向上を目指す

2025年4月21日、（証券当局以外の）中国金融当局と上海市政府は共同で、同年3月25日付で制定した「上海国際金融センターにおける国境を越えた金融サービスの利便性向上に向けたアクションプラン」（以下、アクションプラン）を公表した^[1]。アクションプランは、第1に、中国企業の海外進出への金融支援と（中国の広域経済圏構想である）「一帯

図表1 上海国際金融センターに関するアクションプランの構成と概要

分野	項目
越境決済効率の向上による企業グローバル資金管理の利便性向上	① 外為業務管理モデルと業務プロセスの最適化。外貨業務展開管理の新規定に基づき、中国銀行、中信銀行、中国民生銀行、シティバンク（中国）等パイロット指定銀行の上海支店が展開。
	② 企業グループグローバル資金管理システムの整備。
	③ 自由貿易（FT）口座機能と応用シーンの拡充。
	④ 金融機関のデジタルサービスレベルの向上。
為替リスクヘッジサービスの最適化による外為リスク管理・対応能力の向上	⑤ 人民元国際決済システム（CIPS）機能とグローバルネットワークカバー範囲の拡充。ブロックチェーン技術の応用を研究・推進し、人民元建ての国際貿易、航空・海運、投融資に対し安全で効率的な決済・清算サービスを提供。
	⑥ 多様な為替リスクヘッジ商品・サービスの開発。
資金調達サービスの強化による企業のグローバル投融資への支援	⑦ 人民元の越境利用の促進。「人民元優先」理念の啓発及び越境人民元取引政策の宣伝を強化し、上海市の重点分野の国有企業による人民元の越境使用業務の評価メカニズムを構築し、海外進出する中央・地方の国有企業が優先的に人民元を使って対外決済するよう奨励し、同時に産業チェーン・サプライチェーンでの各企業の人民元使用を新たに開発。人民元の「一帯一路」沿線国での利用を促進し、上海をハブとして、人民元がグローバルに循環・使用される貿易・投資サービス体系を構築。
	⑧ 越境シンジケートローンセンター及び業務の集積。
	⑨ 再割引窓口を利用した貿易再貸出業務の実験。
	⑩ 国内外双方向での資金調達チャネルの拡充。
保険・保障の強化によるリスク管理水準の向上	⑪ ブロックチェーン技術を使ったサプライチェーン金融の発展。
	⑫ 金融リース会社等の越境資金融通の利便性向上。
	⑬ 輸出企業向け保険支援の強化。
	⑭ 輸出信用保険サービスの高度化。
総合的な金融サービスの整備とグローバルなアロケーション能力の向上	⑮ 質の高い再保険サービスの提供。
	⑯ 重要な金融プラットフォームを通じたグローバルな資源配分機能の強化。上海黄金取引所が海外の取引所と協力し、世界の主要市場で人民元基準価格の適用を拡大することを支援。
	⑰ グローバルな資産運用に対する利便性の向上。
	⑱ 各種総合サービスプラットフォーム機能の充実。

出所）中国人民銀行より野村資本市場研究所作成

一路」建設への金融支援を強化する、第2に、かかる金融支援によって中国の外向型経済に適した金融システムを形成する、第3に、かかる金融システムの形成によって上海の国際金融センターとしての競争力・影響力を強化する、ことを目指している。

このアクションプランは、①越境決済効率の向上、②為替リスクヘッジサービスの最適化、③資金調達サービスの強化、④保険・保障の強化、⑤総合的な金融サービスの整備、という5分野から構成され、上海をハブとした企業向け金融サービスの利便性向上を目指す点に主眼がある（図表1）。そのために、アクションプランでは、上海の金融機関に対し、従来、金融サービスに課されてきた規制の緩和や、新たな金融サービスや金融テクノロジーの実験を行うことを容認する内容となっている。

2. 貿易摩擦の影響を規制緩和 によって回避

1) 海外での新たな市場開拓を金融面で 支援

このタイミングでのアクションプランの公表には、いくつかの背景を指摘することができる。背景の1つ目が、米国第二次トランプ政権による相互関税の中国経済への負の影響を回避するという点である。

負の影響の回避には、米国の輸入関税の引き上

げによる輸出の減少を中国の内需拡大で補うやり方と、海外での新たな市場開拓によって補うやり方がある。アクションプランが制定されたのは、米国の相互関税公表（4月2日）前の3月25日となっているが、国際金融センターとしての上海をハブに、中国企業の海外市場開拓を金融面で支援する流れは変わらないと見て、あらかじめ準備・制定していたものと思われる。

2) 中央の金融当局と上海市政府との強力な連携

背景の2つ目が、中央政府の主要金融当局がアクションプランの制定に関与し、しかも上海市政府と共同で出しているという点である。

上海の国際金融センター構想の設定は、2006年11月にまで遡る（図表2）。直近では、2024年8月22日、上海市の（地方議会常任委員会に相当する）市人民代表大会常務委員会が、15年ぶりに「上海市国際金融センター建設推進条例」を抜本的に改正している（2024年10月1日施行）。新条例には、人民元国際化の推進やデジタル人民元の研究開発・応用を、独立したテーマとして新たに盛り込んだ。

新条例に盛り込まれた内容を実現するため、上海市政府としては、規制緩和等の要望や提言を中央の金融当局に伝えているものと思われる。これらの要望や提言の実現には、国際的な資金移動や為替取引など多岐にわたる規制緩和が必要になるため、

図表2 上海の国際金融センター化に関する政策等制定動向

年	月	制定機関	政策等名称	対象期間
2001年	12月	-	世界貿易機関（WTO）加盟と金融分野の開放	～2006年12月までが移行期間
2006年	11月	上海市政府	上海国際金融センター建設に関する第11次5か年計画	2006～2010年
2008年	9月	-	グローバル金融危機（リーマンショック）発生	-
2009年	4月	国務院	上海の国際金融センターと国際運輸センターに関わる意見（指針）	2020年を目標
	6月	上海市人民代表大会	上海国際金融センター建設推進条例	2009年8月1日施行
2012年	1月	国家発展改革委員会	第12次5か年計画期間における上海国際金融センター建設計画	2011～2015年
2018年	11月	中国人民銀行等	上海国際金融センター建設アクションプラン	2018～2020年
2021年	1月	上海市政府	上海市の第14次5か年計画と2035年目標	2021～2025年
	7月	上海市政府	上海国際金融センター建設に関する第14次5か年計画	2021～2025年
2024年	8月	上海市人民代表大会	上海国際金融センター建設推進条例（改正版）	2024年10月1日施行
2025年	4月	中国人民銀行等金融当局、上海市政府	上海国際金融センターにおける国境を越えた金融サービスの利便性向上に向けたアクションプラン	特に記載なし
		特別チームの組成	上海市党委金融委員会弁公室、中国人民銀行上海本部、上海金融監管局、上海証監局、国家外為管理局上海市分局、上海市発展改革委員会、上海市商務委員会、上海市経済情報化委員会、上海市国有資産監督管理委員会、及び金融機関等から構成	

出所）国務院、上海市政府、上海市人民代表大会等より野村資本市場研究所作成

中央の中国人民銀行（中央銀行）、国家金融監督管理総局（銀行業・保険業の監督当局）、国家外為管理局（為替取引の監督当局）が関わり、上海市政府とも連携する形で制定したものと思われる。

加えて、このアクションプランの実施に当たっては、図表2の通り、中国金融当局の上海出先機関を含む特別チームが上海市政府内に組成され、同チームが海外進出企業への「金融サービスパッケージ」を提供し、また上海の金融機関の国際展開を奨励することとなっている。

3. グローバルサウスとの関係も意識した上海の金融ハブ化

背景の3つ目が、習近平国家主席の上海訪問のタイミングに合わせてアクションプランが事前に公表されているという点である。習主席は、2023年11月末以来となる上海視察を2025年4月29日に行っている。今回の視察では、人工知能（AI）開発企業のインキュベーター施設を訪問したほか、BRICSが上海に設立した国際開発金融機関である新開発銀行（New Development Bank、略称NDB）も訪問し、中国として同行と「グローバルサウス」向け協力を進めていく姿勢を示している^[2]。

グローバルサウス^[3] には、中国が協力合意文書を締結している「一帯一路」沿線国約150カ国も含まれている。NDBは、上海市場でパンダ債（非居住者人民元建て債券、日本のサムライ債に相当）を発行し、加盟国向けの融資資金に充てたこともある。グローバルサウスとの関係も意識した上海の金融ハブ化も、今回のアクションプランの特徴として指摘できよう。

Ⅱ. 人民元の国際的な使用を促そうとするアクションプラン

1. 国有企業に対して人民元利用を誘導

アクションプランの合計5分野のうち、第2分野では、多様な為替リスクヘッジ商品の開発を金融機関に促しつつ、人民元の越境使用を促進するとしている。人民元の国境を越えた使用で想定される取引シーンは、以下の通りとなる。

第1に、プロジェクト建設・資材調達から収益回収に至るまで、全ての取引プロセスで人民元を使用するよう銀行に奨励することで、海外進出企業の人民元取引に関わる「ユーザー体験」を高める。

第2に、「人民元優先」理念の啓発及び国境を越えた人民元取引政策の宣伝を強化する。上海市の重点分野の国有企業による人民元の国境を越えた使用業務の評価メカニズムを構築し、また海外進出する中央・地方の国有企業^[4] が優先的に人民元を使って対外決済するよう奨励し、産業チェーン・サプライチェーンでの各企業の人民元使用を新たに開発する。

第3に、シルクロード諸国との電子商取引、付加価値の高い海運業、大規模プラント輸出、海外従業員向けサービス等の分野で、人民元での決済比率を高めるためのプランを設定する。

第4に、人民元の「一帯一路」沿線国での利用を促進し、上海をハブとして、人民元がグローバルに循環・使用される貿易・投資サービス体系を構築する。

自国企業による貿易や投資の越境取引の人民元建て比率の引き上げは、米国との貿易摩擦が将来的に金融摩擦にまでエスカレートした場合に備えることも意識した可能性がある。

2. 上海が越境人民元決済の国内ハブとして期待される理由

1) 上海の越境人民元決済の国内シェアは4割強

上海が越境人民元決済の国内ハブとなる背景としては、2008年の人民元建て貿易決済の解禁を機に整備してきた越境取引インフラ以外に、いくつかの要素が指摘できる。

まず、中国人民銀行が公表している『人民元国際

化報告（2024年）』に基づき、2023年の人民元建てクロスボーダー決済金額を中国本土内の各地域別に見ると、経常取引（2兆6,959.6億元、計上取引全体の19.2%）、資本取引（20兆2,864.5億元、資本取引全体の53.0%）、全体（22兆9,824.1億元、合計金額43.9%）ともに、上海市が第1位となっている（図表3）。また、これを決済先の海外（中国本土外）市場別に見ると、香港が27兆7,240.3億元（全体の53.0%）を占めている（図表3）。総じて、上海市が、資本取引を中心に、香港向けに人民元クロスボーダー決済の中国本土におけるセンターとなっている構図が見て取れる。

図表3 人民元建て越境決済金額（2023年）

【中国本土内】 (単位) 億元、%						
順位	地域 (中国本土内)	経常取引	内訳	資本取引	内訳	両取引合計 内訳
1	上海市	26,959.6	19.2	202,864.5	53.0	229,824.1 43.9
2	北京市	20,194.2	14.4	87,684.5	22.9	107,878.7 20.6
3	深圳市	13,305.6	9.5	28,745.7	7.5	42,051.3 8.0
4	広東省 (深圳市以外)	16,887.1	12.0	14,974.7	3.9	31,861.8 6.1
5	江蘇省	11,586.0	8.3	12,074.1	3.2	23,660.1 4.5
6	浙江省	12,198.4	8.7	9,157.8	2.4	21,356.2 4.1
7	山東省	9,894.5	7.1	3,726.0	1.0	13,620.5 2.6
8	福建省	4,836.4	3.4	7,369.7	1.9	12,206.1 2.3
9	広西チワン族自治区	1,133.1	0.8	3,741.7	1.0	4,874.8 1.0
10	天津市	2,363.6	1.7	1,534.4	0.4	3,898.0 0.8
-	その他	20,927.2	14.9	10,936.1	2.9	31,863.3 6.1
合計		140,285.7	100.0	382,809.2	100.0	523,094.9 100.0

【海外市場】 (単位) 億元、%			
順位	国・地域 (中国本土外)	合計金額	内訳
1	香港	277,240.3	53.0
2	シンガポール	51,263.3	9.8
3	英国	30,862.6	5.9
4	マカオ	19,877.6	3.8
5	日本	9,938.8	1.9
5	韓国	9,938.8	1.9
7	ケイマン諸島	8,369.5	1.6
8	米国	7,846.4	1.5
9	スイス	7,323.3	1.4
9	台湾	7,323.3	1.4
11	アラブ首長国連邦(UAE)	6,800.2	1.3
-	その他	86,833.8	16.6
合計		523,094.9	100.0

出所) 中国人民銀行『人民元国際化報告（2024）』より野村資本市場研究所作成

このような取引構造となる背景としては、第1に、上海市には、グローバル企業の地域本部が956社

（2023年末時点）あり、人民元建てを含む対内直接投資（FDI）のハブ機能を有している点がある。第2に、上海市には証券取引所があり、適格海外機関投資家（QFII）向けにA株（人民元建て株式）や関連商品の売買の機会を提供するとともに、2014年からは香港との間で人民元建ての双方向の取引インフラであるストックコネクトを始動させている点がある。第3に、上海市には銀行間債券市場があり、海外機関投資家に人民元建て債券の売買の機会を提供するとともに、2017年から香港との間でボンドコネクト（ノースバウンド）を始動させている点がある。

2) 中国企業の対外直接投資でも上海は全国第2位

次に、商務部等の『2023年度中国対外直接投資統計公報』より、中央企業・地方企業別の対外直接投資残高（非金融部門）を見ると、2023年末時点の2兆6,316億ドルのうち、中央企業が1兆6,216億ドルで、全体の61.6%を占めている（図表4）。同年末時点での登録企業数3万741社のうち、中央企業は168社と全体の0.5%であることからすると、中央企業の1社あたりの投資金額の大きさが分かる。

また、2023年末時点の登録企業数のうち、登録地域別では、多い順に、第1位が広東省で7,400社強（全体の24.1%）、第2位が上海市で3,700社強（同12.2%）、第3位が浙江省で3,500社強（同11.6%）となっている。同年末時点の投資残高では、第1位は広東省の1,951億ドル（残高全体の7.4%）、第2位が上海市の1,671億ドル（同6.4%）、第3位が浙江省の1,191億ドル（同4.5%）となっている。アクションプランでは、上海企業の対外投資の実績を評価し、今後の対外投資力能力に期待しているとも言える。

3) 2024年の中国企業の「一帯一路」沿線国向け投資動向は過去最高を記録

図表4 中国企業の中央・地方別対外直接投資残高 (2023年末時点)

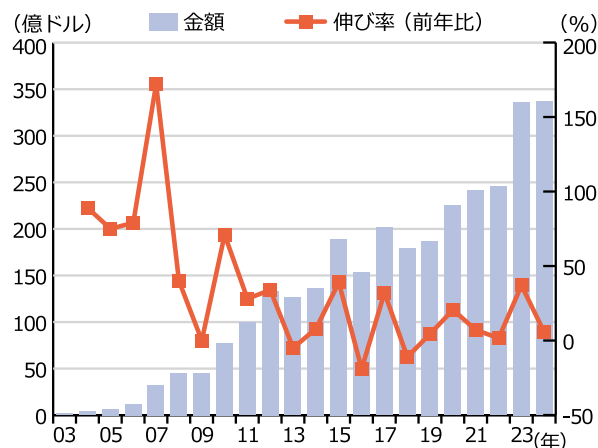
(単位) 億ドル、%

地域	全体	内訳
中央企業	16,216	61.6
地方企業	10,100	38.4
広東省	1,951	7.4
上海市	1,671	6.4
浙江省	1,191	4.5
北京市	1,046	4.0
山東省	774	2.9
江蘇省	755	2.9
福建省	305	1.2
天津市	271	1.0
安徽省	217	0.8
河南省	214	0.8
海南省	195	0.7
河北省	190	0.7
四川省	158	0.6
湖南省	146	0.6
遼寧省	127	0.5
江西省	113	0.4
その他	776	2.9
合計	26,316	100.0

注) 1. 非金融部門のみが集計対象。
2. 地方については、投資残高100億ドル以上の地域を抽出。
出所) 商務部等『2023年度中国対外直接投資統計公報』より
野村資本市場研究所作成

ここで、中国企業が「一帯一路」沿線国向けにどれだけ投資をしているのかを見てみる。「一帯一路」沿線国約150カ国と中国との経済関係について、統計はすべて完全に整備されているわけではないものの、商務部等が毎年作成している『中国対外直接投資統計公報』の中で、中国企業の「一帯一路」沿線63カ国への投資動向を紹介している。この統計によると(図表5)、2023年の「一帯一路」沿線国向け対外直接投資金額(非金融部門)は336億ドル(前年比37.0%増)で、(金融部門を含む)全世界向け1,773億ドルの19.0%となっている。また、速報ベースの商務部統計によれば、2024年の同直接投資(非金融部門)は337億ドル(前年比5.4%増)と過去最高記録を更新し、全世界向け(非金融部門)1,438億ドルの23.4%となっている。

図表5 「一帯一路」沿線63カ国向け対外直接投資(フロー)



注) 1. 沿線63カ国のうち、モルドバ向けデータはn.aのため、2020年は62カ国の集計。
2. 対外直接投資の投資国別統計において、金融部門は2007年から含まれている。
3. 2024年は非金融部門のみの数字。
出所) CEIC、商務部より野村資本市場研究所作成

対外直接投資のみに限らないが、2023年の人民元建てクロスボーダー決済金額のうち、「一帯一路」沿線国向けは9兆1,000億元(前年比27.8%増)で、決済金額全体の17.4%を占めている。中央の大型企業や国有企業が、「一帯一路」沿線国でのインフラ建設を行う場合、進出先に設立した現地法人の資本金を人民元建てで振込み、同法人が中国国内から輸入する機材等を人民元建てで輸入するような資金フローがイメージされる。アクションプランが目指す中国企業の海外進出への金融支援と「一帯一路」建設への金融支援に関し、人民元建て決済比率の向上に向け、政府の意向が働きやすい中央・地方の国有企業を重点的に選んだものと思われる。

3. アクションプランに盛り込まれた新たな実験シーン

1) 8件の実験項目を設定

アクションプランの18項目のうち、2025年4月22日付証券時報によれば^[5]、新たに実験項目を以下の通り8件設定したとしている。

① 新規に基づく銀行外貨業務を実施する。新規の詳細はアクションプランでは明示されていないものの、企業の外貨管理の法令順守状況に応じながら区別管理し、利便性の高い金融サービスを支

援する方向である。また、新規定の適用対象テスト銀行として、中国銀行、中信銀行、中国民生銀行、シティバンク(中国)の4行が指定されている。

② 上記テスト銀行の外貨業務において、デューデリジェンス・免責申告評価メカニズムを構築し、銀行主導で、違法の疑いのある企業の行為について申し立てを行えるようにする。

③ デジタル人民元取扱い銀行による多国間中央銀行デジタル通貨ブリッジプロジェクト(m-CBDC Bridge)への参加を支援する。香港、タイ、中国人民銀行、アラブ首長国連邦(UAE)の各中央銀行が、国際決済銀行イノベーションハブの下で研究開発を進めてきた中央銀行デジタル通貨(CBDC)システムの相互接続の実用化を進めるものとなる。

④ 国境を越えたシンジケートローンを推進する。金融当局が認可した金融機関で、シンジケートローンの国境を越えた持分譲渡テストを実施し、中国企業の海外進出過程で存在するシンジケートローンのニーズを満たすものとする。また、条件が整えば、銀行が上海に国境を越えたシンジケートローン業務センターを設立するのを支援する。

⑤ (中国人民銀行による)再割引窓口を利用した貿易金融業務を試験的に実施する。再割引により、上海の銀行が貿易貸出業務を拡大できるようにすることで、企業の貿易借入コストを引き下げ、人民元建て貿易決済を支援する。

⑥ カーボンフットプリント(Carbon Footprint of Products、略称CFP)認証事業を試験的に実施する。CFPとは、商品やサービスの原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクル全体を通して排出される温室効果ガスの排出量をCO2に換算して、商品やサービスに分かりやすく表示する仕組みである。アクションプランでは、重要産業の主要企業が、ブロックチェーンやビッグデータを通じてCFP認証事業を実施し、段階的にグリーン低炭素サプライチェーンとサプライチェーンファイナンスの仕組みを構築するのを支援するとしている。

⑦ 適格国内有限責任組合(Qualified Domestic Limited Partner、略称QDLP)テスト機関による中国国内や海外での短期キャッシュ型商品の購入を容認する。QDLPは、上海市など地方ごとに設定されている中国国内の投資家向けの海外私募投資信託のライセンスと組成枠である。海外市場での投資・回収サイクルで一時的に滞留資金が出た場合など、QDLPを通じた投資効率を高めることにつながる。

⑧ QDLPテスト機関の資金管理を支援する。QDLPテスト機関が、中国国内で資金調達とファンド登録を完了した後、投資先のニーズに応じて分割して資金を送金できるようにする。また、QDLPによる人民元・外貨といった資金調達源の拡大を支援する。

2) 人民元国際決済システム(CIPS)機能を更に強化

アクションプランでは、人民元国際決済システム(Cross-Border Interbank Payments System、略称CIPS)の機能とグローバルネットワークカバー範囲を拡充するとしている。CIPSとは、2015年に中国人民銀行が導入した人民元建ての外国送金と貿易等参加者の清算、決済手段を提供する決済網である。

CIPS機能の拡充では、第1に、より多くの銀行がCIPSに参加するよう推進し、CIPSネットワークのカバー範囲を継続的に拡大するとしている。CIPSの参加者には、①CIPS内に専用口座を有し、直接、CIPSにアクセスできる直接参加銀行と、②直接参加銀行を通じてCIPSに参加する間接参加銀行とがある。2025年7月21日時点で、直接参加銀行は176行、間接参加銀行1,514行となっている。間接参加銀行の地理的分布を見ると、アジアが1,102行、欧州が261行、アフリカが61行、北米が34行、南米が34行、大洋州が22行となっている。

第2に、CIPSの機能改善では、ブロックチェーン技術の応用を研究・推進し、人民元建ての国際貿易、航空・海運、投融資に対し安全で効率的な決済・清算サービスを提供するよう目指すとしている。人民元建て決済の幅広い取引シーンの取り込みに向けた機能改善動向が注視される。

3) 人民元建て金取引価格体系の海外市場への普及も視野に

アクションプランでは、上海黄金取引所が海外の取引所と協力し、世界の主要市場で人民元基準価格の適用を拡大することを支援する方針も盛り込んでいる。

上海黄金交易所では2014年9月18日に「国際板」が開設され、上海の自由貿易試験区（FTZ）内の投資家と外国人投資家が、取引専用口座を通じて人民元建てによる金取引ができるようになった。国際板の開設には、上海での金取引に外国人投資家を呼び込むことで、上海市場の人民元建て金価格をロンドンやニューヨークに匹敵する国際的な指標価格に育成する中長期的な狙いがある。2025年4月2日に米国トランプ政権が発表した相互関税発動を機に、世界的に市場ショック（株価下落、米ドル安）が一時的に発生し、安全資産としての金への投資が殺到し、価格も高騰した。このような中で、アクションプランには、人民元建て金価格の国際指標化を進め、人民元の国際通貨としての信用力を高める狙いもあるものと思われる。1944年のブレトンウッズ会議で米ドルと金の交換価格が固定されて成立した第二次世界大戦後の国際金融体制の歴史的経緯を、中国の金融当局が意識している可能性がある。

Ⅲ. 証券分野も視野に入れたアクションプラン制定の意義

1. サービス取引の規制緩和実験

1) 適格海外有限責任組合の活用による対内証券投資の推進

アクションプランでは、証券分野について、QDLPを通じた対外投資を促そうとしているが、アクションプランと同じ時期に公表された2つのサービス取引の規制緩和の実験では、適格海外有限責任組合（Qualified Foreign Domestic Limited Partner、略称QFLP）を使って海外からの対内証券投資を促そうとしている点が特筆される。

まず、国務院（内閣）は2025年4月11日、商務部による「サービス業開放拡大総合試行事業の加速に向けた実施プラン」に対する回答書を発表し^[6]、試行事業の対象地域に浙江省寧波市等の9都市を追加した。この試行事業は2015年5月に北京市で開始され、その後、2021年4月に天津市、上海市、海南省、重慶市の4つの省・市、2022年12月には浙江省杭州市等の6都市が対象地域に追加されており、今回の対象地域拡大により、全国で20の省・市で試行事業を展開することになった。

次に、商務部は2025年4月21日、中国共産党中央及び国務院の同意を経て、「FTZレベルアップ戦略の実施に関する意見」を公表した^[7]。同意見では、今後5年間の先駆的かつ統合的な試行を経て、FTZでの制度型開放のレベル、系統的改革の効果を高め、開放型経済の質の全面的レベルアップを目指すとしている。

2) QFLPの活用の方向性が更に明確に

上記のサービス業開放拡大に関する実施プランでは「金融分野の国際協力を推進する」項目の中に、QFLPのテストを拡大する方針が盛り込まれている。商務部等9部門が2025年3月28日付で発表した「国家サービス業開放拡大総合試行事業による経験の複製・普及に関する通知」では、QFLPをフローの投資枠ではなく、投資残高で管理して繰り返し投資が実行できるやり方に改め、全国または一部の地域で実施するよう求めている。

また、上記のFTZに関する意見では、「資金移動」に関する項目の中に、条件を満たすFTZにおいてQFLPの試験導入を支援する方針が盛り込まれている。上海市のように、2つの細則の実施が重なる地域での新たなQFLPテスト機関のライセンス・組成枠付与と、投資枠管理の利便性向上に向けた今後の事例が注視される。

2. 資本輸出だけでなく双方向での人民元資金フローの実現が鍵

最後に、アクションプランに関する課題や今後の展望について触れておきたい。

第1に、アクションプランの内容は、中国企業の海外進出において人民元建て取引を活用することで一貫している。ただ実際には、貿易黒字を抱える中国では、貿易赤字によって自国通貨を国際的に流通させその自国通貨を資本投資の形で自国内に還流させている米国とは異なり、人民元建ての資本輸出を促進して、自国通貨の国際的使用を促していくほかない。アクションプランが想定する企業の海外投資やQDLP以外では、適格国内機関投資家（QDII）制度^[8]を活用した資本輸出も考えられる。QDIIの運用枠は、2025年6月末時点で1,708億6,900万ドルと、1年1ヵ月ぶりに増枠（30億8,000万ドル）され、資本輸出が再開されたものの、アクションプランの制定機関に機関投資家を管理する中国证券监督管理委员会は入っておらず、QDIIについての言及もない。

第2に、2025年1～3月の中国の「一帯一路」沿線国向け直接投資金額（非金融部門）は88.7億ドル、前年同期比では15.6%増と、中国全体の伸び率（4.4%増）を大きく上回っている。かかる中国企業の対外直接投資に際し、民間企業がどのように人民元建て取引のインセンティブを高められるかも課題であろう。1980年代以降の日本の円の国際化では、国際競争力のある工作機械メーカー等が、輸入先との力関係で円建ての取引を進めやすい点が指摘されてきた。アクションプランで想定する外為取引の規制緩和による為替ヘッジ手法の拡充と、民間

企業が開発する製品の国際競争力強化は、車の両輪で進めていく必要がある。

第3に、中国は、自国の内需や購買力を活かして、資源・エネルギーや食料品の大口輸入で、人民元建て取引を相手側（輸出者など）に求めることも可能であろう。一方、相手側が人民元建て取引を受け入れる場合、中国から人民元建てで輸入したい製品があることや、相手側が受け取った人民元を上海市場で効率よく運用できる仕組みがあることが条件となる。後者の運用ルートについて、中国は、2008年7月に人民元建て貿易決済を解禁して以来、対内証券投資制度を整備してきている。同制度の最適化に関しては、前述のFTZレベルアップ戦略の実施に関する意見では、データの越境移転の利便性を高めるとしており、金融機関が作成するリサーチレポートの中国本土外顧客への配信が解禁されれば、対内証券投資の促進にも寄与しよう。

米国第二次トランプ政権の相互関税発動がきっかけとはいえ、今回のアクションプランは、国際金融センターとしての上海市場の規制緩和や開放を更に進めるものとなっている。今後、中国证券监督管理委员会も関与する形で、双方向のクロスボーダー投資を促すアクションプランの証券版も作成されれば、外国の金融機関や投資家にとっても、上海での金融ビジネスを再評価することにもつながろう。

- [1] 中国人民銀行「中国人民银行 金融监管总局 国家外汇局 上海市人民政府联合印发《上海国际金融中心进一步提升跨境金融服务便利化行动方案》」2025年4月21日。
- [2] 「习近平访问金砖国家新开发银行」『人民日報』2025年4月30日。
- [3] グローバルサウスは、もともと先進国を意味する「グローバルノース」と対をなす言葉として使われていたものの、明確な定義はない。冷戦時代に「第三世界」と呼ばれていた東南アジアやアフリカ、中南米などの新興国や途上国を指すのが一般的ではあるが、現在では北半球の国も含まれる概念となっている。グローバルサウスは、必ずしも先進国と同じ政治体制や価値観を共有するわけではなく、むしろ先進国や地域大国との距離を置きながら、近年、経済力や国際社会の発言力を高めている。
- [4] 中国語原文は「中央企業と国有企業」であるが、中央企業（中央政府が出資または国有資産監督管理委員会に管理を委託する企業）は全て国有企業であり、国有企業には地方国有企業も含まれる。
- [5] 「八项试点大礼包来了：上海跨境金融服务便利化新高度」『証券時報』2025年4月22日。
- [6] 商務部「商务部印发《关于加快推进服务业扩大开放综合试点工作方案》的通知」2025年4月11日。
- [7] 商務部「中共中央 国务院印发《关于实施自由贸易试验区提升战略的意见》」2025年4月21日。
- [8] QDII（Qualified Domestic Institutional Investorsの略称）とは、中国本土から海外への証券投資について、機関投資家を認定し運用枠を割り当てる制度。2006年4月に導入。

コラム3

日本法、香港法及び中国内地法の契約の解釈手法の相違について

～3つの国家・地域が関わる国際契約実務の参考として～



村尾 龍雄

弁護士法人キャストグローバル 弁護士・税理士・香港ソリシター

1990年京都大学経済学部経済学科卒業。神戸市都市計画局法務担当を経て95年弁護士登録。15の異なる専門家集団キャストグローバルグループCEOであり、香港ソリシター、税理士、社会保険労務士、行政書士、宅地建物取引士、マンション管理士でもある。上海市に貢献のあった外国人に付与される「白玉蘭賞」を2度受賞。

第一、はじめに

企業は規模の大小を問わず日々の取引活動に関して契約を作成する。中には詳細な契約を作成せず注文書（purchase order）のやり取りのみで済ませる中小企業も想定されるが、慎重に行動する企業は必ず契約を作成し交渉し締結する。法務部を擁する企業の主要な仕事の1つは、自社により有利な契約締結ができるように事業部門を導くことだろう。しかし、実際に締結された契約が紛争を生じた際にどのように解釈されるかは準拠法如何により大きく異なり得る。そこで今回のコラムでは契約の解釈手法が日本法、香港法及び中国内地法の紛争実務でどのように異なるかを概観し、特に日本法を準拠法とする場合にありがちな「契約に明確な記載がないとしても、裁判所は事後的に諸般の事情を勘案して自社に有利な解釈を通じて行間を補充してくれる余地がある」という甘い意識が香港及び中国内地の法律では必ずしも通用しないことについて啓蒙したいと考える。読者が属する企業の3つの国家、地域が関わる国際契約実務の参考となることを期待する。本論に入る前に前提として準拠法と仲裁条項についての基礎知識を解説することとする。

第二、前提論
—準拠法と仲裁条項

一、準拠法

準拠法すなわち契約に適用される法律がどの国家、地域の法律となるかという問題は契約当事者が同じ法域（jurisdiction）に属する企業同士である場合には生じない。例えば日本企業同士であれば日本法を準拠法とすることは自明だからである。そこで準拠法如何が問題となる場面は契約当事者の属する法域が異なる（例えば日本企業と中国内地企業）国際契約である。

この場合、国際契約に約定があれば当該約定により準拠法が決まり、当該約定がなければ通常、当該契約（法律行為）に最も密接な関係がある地の法律がどこであるかにより決まることになる。例えば日本法の場合、「法の適用に関する通則法」は次のとおり規定する。この発想は香港法、中国内地法^[1]について同様である。

（当事者による準拠法の選択）
 第七条 法律行為の成立及び効力は、当事者が当該法律行為の当時に選択した地の法による。
 （当事者による準拠法の選択がない場合）
 第八条 前条の規定による選択がないときは、法律行為の成立及び効力は、当該法律行為の当時ににおいて当該法律行為に最も密接な関係がある地の法による。（第2項、第3項省略）

もっとも国際契約（法律行為）に最も密接な関係がある地の法律がどう認定されるかの解釈を紛争解決機関である裁判所や国際仲裁機関に委ねることは契約当事者にとって不安定であるから、通常、国際契約で準拠法を決定する。

しかし、例えば日本企業と中国内地企業が契約

をする場合、それぞれが自国法を準拠法とすることを主張し、合意ができない場合が多々生じる。このような場合、安易に香港法やシンガポール法などの第三国・地域法が準拠法として選択されることが多いが、準拠法の特徴を知らないままに準拠法選択をすることは紛争時に予想外の不利な結果が露呈する可能性があるので十分注意が必要である（本稿でも後述の香港法についてその一部を紹介する）。

二、紛争解決条項

1, 確定判決を相手方国・地域で強制執行できるか

準拠法条項とペアになるのが紛争解決条項である。紛争解決は同じ法域に属する企業同士の場合、裁判によるのが通常であり、例えば日本企業同士の場合、これを前提として専属的合意管轄に関する条項（「本契約から生じる一切の紛争について東京地方裁判所を専属的合意に係る第一審の裁判所とする。」と規定する場合など）を置くことが予想されるだけであるが、法域を異にする契約当事者の場合、自国での裁判で判決を得てもそれが相手方国・地域で強制執行ができない場合を生じる。より具体的には次のとおりである。

1) 日本の民事訴訟法第118条は次のとおり規定する。

（外国裁判所の確定判決の効力）
 第一百八条 外国裁判所の確定判決は、次に掲げる要件のすべてを具備する場合に限り、その効力を有する。
 一 法令又は条約により外国裁判所の裁判権が認められること。
 二 敗訴の被告が訴訟の開始に必要な呼出し若しくは命令の送達（公示送達その他これに類する送達を除く。）を受けたこと又はこれを受けなかったが応訴したこと。
 三 判決の内容及び訴訟手続が日本における公の秩序又は善良の風俗に反しないこと。
 四 相互の保証があること。

このうち「相互の保証」があるかについて、①2つの国家・地域の間に判決の相互執行条約（又は条約に準じる取極め）がある場合、及び、②当該条約はないけれども「相互の保証」が存在すると解釈される場合がある。

2) 日本と香港、日本と中国内地にはいずれも相互

執行条約はなく、相互執行を認める制定法上の根拠もない。

ア、例えば香港にはthe Foreign Judgments (Reciprocal Enforcement) Ordinance (外国判決（相互執行）条例) (Cap.319)^[2]があるが、その15の対象国家等（the Foreign Judgments (Reciprocal Enforcement) Order（外国判決（相互執行）命令）(Cap.319A)^[3]）に日本は含まれていない。

イ、そこで「相互の保証」が認められるかが問題となる。この点、香港の中国復帰（1997年7月1日）より前の英国植民地時代の香港裁判所の確定判決について「相互の保証」があるとして日本での金銭債権についての執行判決を認めた最高裁判例がある（最高裁判所平成10年（1998年）4月18日第3小法廷判決／平成6年（オ）第1838号）。ここに執行判決とは他の国家、地域の裁判所の確定判決に日本で強制執行ができる法的根拠を付与するためのものであり（民事執行法第24条第6項「執行判決においては、外国裁判所の判決による強制執行を許す旨を宣言しなければならない。」）、必ず執行判決を求める裁判を起こさなければならない。

ウ、そこで中国復帰後の香港裁判所の確定判決についても同様に考えることができるかが問題となるところ、上記最高裁判決は「相互の保証」について「コモン・ローの下においては、外国裁判所が金銭の支払を命じた判決は、原判示の要件の下に承認されていたことが認められる。そして、コモン・ローの下における右外国判決承認の要件は、我が国の民法法一一八条各号所定の要件と重要な点において異なるものということができ、したがって香港と我が国との間には、外国判決の承認に関して同条四号所定の相互の保証が存在したものと認めるのが相当である。」と判示している。そうすると、中国復帰後の香港は香港基本法（「中華人民共和国香港特别行政区基本法」。以下「香港基本法」）第8条（以下に邦訳を示す）により

コモン・ローを今なお香港法の一部とするから（それは2020年6月30日に「香港特別行政区国家安全維持保護法」が公布、施行された後も変わらない）、同様の取扱いとなると考えられる。実際に近時、筆者が日本の金銭債権に関する確定判決について香港裁判所で執行判決を求めたところ、コモン・ローに基づいて執行判決承認されたので、相互主義的観点からすると日本が拒絶することはないものと考えられる^[4]。この点に関する最高裁判決はないが、東京地方裁判所令和3年（2021年）3月24日民事第6部判決／平成28年（2016年）（ワ）41684号は香港の確定判決について執行判決を承認する。

英語原文	仮訳
The laws previously in force in Hong Kong, that is, the common law, rules of equity, ordinances, subordinate legislation and customary law shall be maintained, except for any that contravene this Law, and subject to any amendment by the legislature of the Hong Kong Special Administrative Region.	香港の従前の法すなわち(狭義の) コモン・ロー、エクイティ、条例、附属立法及び慣習法については、この法律に抵触し、又は香港特別行政区の立法機関で改正されたものを除き、留保するものとする。

工、一方、日本と中国内地の間では日本の裁判所及び中国内地の人民法院の確定判決について「相互の保証」はなく、実際に相互執行を拒否した両国の判決が認められるため、裁判による解決は必ず相互に相手方国で提起しなければ強制執行力を確保できない。^{[5] [6]}

3) 中国内地の人民法院と香港の裁判所の確定判決は相互に強制執行できる。それも金銭債権に関する確定判決に限らず、一定の範囲でそれ以外の確定判決に拡大されている^[7]。香港はマカオとともに「中華人民共和国憲法」第31条で規定される特別行政区であるから（全国人民代表大会により制定された香港基本法がその詳細を規定する地域憲法的性質を有する法律である）、「一国二制度 (One Country, Two Systems)」を反映する大陸法 (civil law。中国内地) かコモン・ロー (common law。香港) かの相違を乗り越えて確定判決の相互執行に係

る条約に準じる取極めが締結されることは自然な流れであろう。

2, 確定判決が強制執行できるとは限らないのであればどうすればよいか

1) 日本、香港及び中国内地の各裁判所の確定判決が相手方国・地域において強制執行できるとは限らないのであればどうすればよいかが問題となる。この点について実務では紛争解決条項で国際仲裁機関（例えば日本であれば日本商事仲裁協会、香港であれば香港国際仲裁センター、中国内地であれば中国国際経済貿易仲裁委員会）による仲裁合意をすることが多いが、その理由は国際仲裁機関による仲裁裁決は各国・地域の裁判所による確定判決と異なり、いわゆる「ニューヨーク条約」（正確には1958年の「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」（昭和36年（1961年）条約第10号）により多数の加盟国・地域において執行判決を取得できる蓋然性が高まることにある（仲裁は一発勝負であり控訴がないから、日本、香港の三審制、中国内地の二審制に起因する裁判手続きの長期化を回避する動機もその理由を形成する）。

2) 仲裁合意の法的性質は裁判を受ける権利（例えば日本憲法第32条「何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。」）の契約当事者による相互放棄（裁判に替えて国際仲裁機関により紛争を解決する旨の合意）であるから、裁判所へのアクセスが制限^[8] されると権益保護のために著しい不合理が生じ得る消費者との契約における仲裁合意は例えば日本法による場合、公序良俗（民法第90条）違反により無効となり得るが^[9]、企業同士の国際契約における仲裁合意が無効とされる可能性は極めて低い。そこで、仲裁合意が紛争解決条項で規定されることとなる。

3) 国際仲裁機関は仲裁人名簿を擁しており、そこから申立人が1人の仲裁人を選択し、被申立人が1人の仲裁人を選択し、当該機関が選択する1人の首席仲裁人の合計3人で仲裁廷を構成す

るなどの手配がとられるが（仲裁人が首席仲裁人のみ1人の場合もあり得る）、仲裁人が準拠法に精通しているか否かは極めて重要である。日本商事仲裁協会ならば日本法に精通している仲裁人が多く、香港国際仲裁センターならば香港法、中国国際経済貿易仲裁委員会ならば中国内地法について同様である。しかし日本法が準拠法であるのに仲裁合意によりシンガポール国際仲裁センターが国際仲裁機関として選択された場合、日本法に精通していない仲裁人が過半数を占め、例えば使用言語が英語である場合、日本法に基づく主張を展開するために、英語で日本法を仲裁人に説明し理解を得るという時間及び費用面での過大な負担が生じ得る。こうして国際仲裁機関の選択は準拠法の選択同様に重要な課題となるのである。

第三、本論(その1)―日本法

一、はじめに

以上を踏まえて日本法、香港法及び中国内地法の契約解釈について解説を試みる。日本法、香港法は本稿との関係では中国内地法の契約解釈の特徴を知るためのベンチマークである。

二、日本法における契約解釈

1, 日本法における契約解釈について、民法の債権法改正（2020年4月1日施行）の立法過程において次のような条項を置くことが検討された（中間試案第29）。

第 29 契約の解釈 1 契約の内容について当事者が共通の理解をしていたときは、契約は、その理解に従って解釈しなければならないものとする。 2 契約の内容についての当事者の共通の理解が明らかでないときは、契約は、当事者が用いた文言その他の表現の通常の意味のほか、当該契約に関する一切の事情を考慮して、当該契約の当事者が合理的に考えれば理解したと認められる意味に従って解釈しなければならないものとする。 3 上記1及び2によって確定することができない事項が残る場合において、当事者がそのことを知っていれば合意したと認められる内容を確定することができるときは、契約は、その内容に従って解釈しなければならないものとする。

2, 中間試案第29は山本敬三法制審議会民法（債

権関係）部会幹事長（京都大学教授）をはじめとする民法学者が強く推奨するものであったが、裁判所を代表する永野厚郎委員等、裁判官出身委員の猛烈な反対を経て廃案となったものである^[10]。

3, 両者の違いが結局何であったのかという顛末について、契約法の権威であり、法制審議会委員でもあった中田裕康教授（東京大学・一橋大学名誉教授）は「当事者の共通の意思」（金融・商事判例1556号／2019年1月1日号）において次のとおり総括する（下線部は重要と思われる個所に筆者が付したものである。以下本稿において下線部が付される場合について同じ）。

…中間試案で、契約の解釈に関する基準を民法に規定する提案がされた。契約は、①当事者の共通の理解、②それが明らかでないときは当事者が合理的に考えれば理解したと認められる意味、③なお確定できない事項が残る場合は、当事者が知っていれば合意したと認められる内容が確定できるときはその内容、にしたがって、解釈しなければならない。これが提案の骨子である。 …どうやら、契約の解釈について、多くの民法研究者の理解と裁判官の理解には相違があり、どちらも自らが正しいと確信しているようである。相違の原因はどこにあるのか。あれこれ考え、裁判官には、次のような感覚があるのではないかと思うに至った。 第1に、上記基準①を規定すると、契約書が存在していても、これと異なる理解であったという主張を誘発し、契約書の軽視と紛争の増加が懸念されること。第2に、当事者に共通の理解があるときは紛争にならないので、基準①は不要であること。第3に、内心の意思について当事者間に対立がある場合、それを認定することは至難であること。第4に、 <u>裁判官にとって、契約の解釈は、基準①②③等の順に段階的に行われるものではなく、契約書の文言、当事者の目的、四囲の事情、法規範、帰結の妥当性などについて、視線を縦横に走らせつつ、総合的に判断して行われるものであること。その判断には、自由心証主義による事実認定や、法創造的な性格をもつ契約の修整も含まれており、上記基準はそれに対する桎梏と感じられること。</u> 民法研究者は、基準①について、合意を基礎とする契約法の本質に関わるものであり、比較法的にも一般的な基準であるし、それは裁判以外の場面でも重要であるから、民法に規定されるのは当然のことと考えてきた。「共通の意思」を出発点と考える研究者と、それを把握しがたいものと感じる裁判官とには、すれ違いがあったのかもしれない。もっとも、規定が置かれなかったからといって、解釈者のフリーハンドが認められたわけではないだろう。とりわけ、裁判官が「法創造的な性格をもつ契約の修整」をすることについては、その根拠と範囲の慎重な吟味が必要であり、それが判断の安定化にも資するのではなからうか。
--

4, こうして中間試案第29は廃案となり、民法の改正債権法に反映されなかった。その結果、日本法における契約解釈は制定法である民法中に一般的規定はなく、最高裁判例により例えば

(1)「おもうに、(筆者注:契約を含む) 法律行為の解釈にあつては、(筆者注:契約の文言を手掛かりとしつつも、それのみによることなく) 当事者の目的、当該法律行為をするに至つた事情、慣習及び取引の通念などを斟酌しながら合理的にその意味を明らかにすべきものである。」(昭和51 (1976) 年7月19日／最高裁判所第一小法廷／判決／昭和49年 (オ) 50号)、

(2)「契約書の特定の条項の意味内容を解釈する場合、その条項中の文言の文理、他の条項との整合性、当該契約の締結に至る経緯等の事情を総合的に考慮して判断すべき…」(平成19 (2007) 年6月11日／最高裁判所第二小法廷／判決／平成17 (2005) 年 (受) 957号)

と判示され、契約の文言の文理は重要であるが、その意味内容を解釈する場合、当該文理のみに拘束されることなく「当事者の目的、当該法律行為をするに至つた事情」や「当該契約の締結に至る経緯等の事情」を「総合的に考慮して判断すべき」とこととされる。

5, それは換言すれば、契約書という四隅から成る文書に記載された文理のみからは読み取ることができない契約書外の生の事実である「当事者の目的、当該法律行為をするに至つた事情」や「当該契約の締結に至る経緯等の事情」が物証 (国際契約締結の過程でやり取りされた意思疎通を反映するメール等) と人証 (証人による証言) から成る証拠により証明され、それを裁判所が自由心証主義に基づき「総合的に考慮して」何が契約当事者の真意 (内心的効果意思) であったかを個別具体的に「判断」とするという裁判所による解釈の名の下における「契約当事者の意思の探索」という側面を含む。

6, このようにして中田教授が述べるとおり「裁判官が「法創造的な性格をもつ契約の修整」をすることについては、その根拠と範囲の慎重な吟味が必要」であるにせよ、日本法は契約書という四隅から成る文書に記載された文理のみに依拠せず、諸般の事情を総合的に考慮して決定するという特徴を有する。その前提となる思想は「契約書は当事者の合理的意思を常に確実に反映するものではない不完全な産物」という認識であり、裁判所には諸般の事情を総合的に考慮して契約を適宜修整する権限と責務があるというものである。これが冒頭に述べたように日本的な村社会における「契約に明確な記載がないとしても、裁判所は事後的に諸般の事情を

勘案して自社に有利な解釈を通じて行間を補充してくれる余地がある」という甘い意識を国民に (時に弁護士にも) 醸成する根拠となる。

第四、本論(その2)－香港法

一、はじめに

前述のとおり香港は「中華人民共和国憲法」第31条に基づく特別行政区であり、中国の一部を構成するが、全国人民代表大会が制定した香港基本法が規定する「一国二制度」の反映として、中国内地がマルクス・レーニン社会主義を標榜し、日本法同様、大陸法 (civil law) の文化に従って制定法を法源とするのと異なり、香港は少なくとも2047年6月30日までは資本主義を標榜し (香港基本法第5条^[11])、イングランド法由来の香港基本法第8条により狭義のコモン・ロー (common law－契約法 (contract law) はこちらに属する) とエクイティ (the rules of equity) (両者を併せて広義のコモン・ロー) が支配する法域であるから、制定法 (statute or statutory law) と判例法 (judge-made law) が法源とされる。そこで香港法による契約解釈は必然的にイングランド法由来の契約解釈スタイルを採ることになる。

二、コモン・ローの契約解釈

1, 正式文書以外の証拠禁止ルール又は口頭証拠の禁止ルール (the *parol* evidence rule)

コモン・ローの契約解釈の基本は「正式文書以外の証拠禁止ルール」又は「口頭証拠の禁止ルール」であり、英語でthe *parol* evidence rule (本稿においてイタリック体で示すものは判例の名称部分を除きラテン語である。ただし一旦イタリック体表記したものを常にイタリック体で示すとは限らない) と呼ばれるルールに基づく^[12]。要するに裁判所は契約当事者の契約的意思は契約書という四隅から成る文書に記載された文理のみから認定すべきであり (それゆえにこれをthe four corners ruleと呼ぶ

場合がある)、契約書外の生の事実を立証することでその補足を図ろうとすることは物証 (正式文書以外の文書)、人証 (口頭証拠) を問わず禁止されるという考え方である。「禁止される」の具体的意味は、仮に当該物証、人証による立証が行われたとしてもこのような証拠には証拠能力 (admissibility) がないということであり、訴訟において当該証拠を任意に排除しない当事者に対して相手方当事者は当該証拠を強制的に排除するための中間手続き (interlocutory proceedings) をとることができる (かかる無駄な中間手続きに要した相手方当事者の弁護士費用について脚注4で説明するindemnity basisで100%負担を請求し得る)。以下はイングランド及びウェールズ法律委員会 (日本の法制審議会のような組織。香港にも同様の組織がある) の正式文書以外の証拠禁止ルールに関する抜粋である。

“A Law Commission (England and Wales) Report/ Report on the Parol Evidence Rule (Law Com No 154)”

英語原文	仮訳
When it is proved or admitted that the parties to a contract intended that all the express terms of their agreement should be recorded in a particular document or documents, (<i>parol</i>) evidence will be inadmissible (because irrelevant) if it is tendered only for the purpose of adding to, varying, subtracting from or contradicting the express terms of that contract.	契約当事者が契約の全ての明示的条項が特定の文書において記録されるべきことを意図していたことを証明し、又は承認された場合、(筆者注:正式文書以外の) 証拠はその契約の明示的条項に付け加え、これを変更し、削除し、又は否認する目的のためのみに提供されるならば、(筆者注:無関係であるがゆえに) 証拠能力がない。

2, 客観原則 (the objective rule)

そこで香港法 (狭義のコモン・ローである契約法 (contract law)) は契約当事者の主観的な契約的意思を探索することを捨て、仮定的な合理的人間 (a hypothetical reasonable man－国際契約を含む商業的契約の場合、判例法がa hypothetical reasonable businessmanという場合があり得る) であれば契約書の四隅に記載された文言の文理をどのように解釈するかを探索するという客観原則 (the objective rule) を採用することになる。この点、香港終審法院 (the Court of Final Appeal)

の著名判決である*Jumbo King Ltd v Faithful Properties Ltd & Others*[1999]HKLRD757のホフマン卿 (Lord Hoffman) の判示を抜粋する (ここでのイタリック体は判例名称を示す慣例によるものであり、他の判例についても同様)。

英語原文	仮訳
in serious utterance such as legal documents, in which people may be supposed to have chosen their words with care, one does not readily accept that they have used the wrong words. If the ordinary meaning of the words makes sense in relation to the rest of the document and the factual background, then the court will give effect to that language, even though the consequences may appear hard for one side or the other…But the overriding in construction is to give effect to what a reasonable person rather than a pedantic lawyer would have understood the parties to mean.	人々が注意深く言葉を選ぶと思われる法律文書のような真剣な言葉において、誰しも誤った言葉を使用したことを直ちに受け入れることはできない。言葉の通常の意味が文書の残りの部分と事実の背景との関係で意味をなすならば、たとえ結果が一方又は他方にとって厳しいと思われるとしても、裁判所はその言葉を実行するだろう…しかし、解釈において優位するのは、 <u>学者ぶった法律家よりもむしろ合理的人間が当事者の意味するところを理解することを実行することである。</u>

「客観的原則」では契約当事者が実際に何を考えていたのかは無関係であり、契約当事者の意思は当事者の言葉 (文言) 又は行動から全ての重要な事実を考慮して、上記基準にしたがって客観的に決定される。以下はイングランド法に関する英国判例である。

英語原文	仮訳
“If, whatever a man’s real intention may be, he so conducts himself that a reasonable man would believe that he was assenting to the terms proposed by the other party, and that other party upon that belief enters into the contract with him, the man thus conducting himself would be equally bound as if he had intended to agree to the other party’s terms.”: <i>Smith v Hughes</i> [1870-71] L.R. 6 Q.B. 597, 607 per Blackburn J.	人 (筆者注:契約当事者) の実際の意思がどうであれ、合理的人間であればある者が他方当事者から提案された条項に同意したと信じるであろうように行動し、かつ、その他方当事者が合理的人間の信じるところに基づいて当該者と契約を締結したならば、自らそのように行動した当該者はあたかも彼が他方当事者の条項に同意することを意図していたかのように均しく拘束される。

The court “does not inquire into what either party actually intended, but into the effect, objectively assessed, of what they said or wrote.”: <i>Shogun Finance Ltd v Hudson</i> [2004] 1 AC 919, 978 per Lord Walker.	裁判所は「いずれかの当事者が実際に意図するところを探求するのではなく、彼らが言ったり、又は書いたりしたものを客観的に評価される効果を探求する」。
The mere fact that a person enters into an agreement under a mistaken belief or assumption does not prevent the formation of a contract: <i>Smith v Hughes</i> [1871] L.R. 6 Q.B. 597; <i>King’s Norton Metal Co. v Edridge, Merrett & Co. Ltd.</i> [1897] 14 T.L.R. 98 CA; <i>Shogun Finance Ltd v Hudson</i> [2004] 1 A.C. 919.	当事者が錯誤のある信念又は仮定に基づく合意を締結したという単なる事実は契約の組成を妨げない。
“A man cannot get out of a contract by saying: “I did not intend to contract” if by his words [or conduct] he has done so.”: <i>Storer v Manchester City Council</i> [1974] 1 W.L.R. 1403, 1408 per Lord Denning.	人は彼の言葉[又は行為]により契約したのであれば、「私は契約する意思がなかった」ということにより契約から逃れることはできない。

以上より、香港法（それはイングランド法に系譜を持つシンガポール法、オーストラリア法等にも共通する）の契約解釈は「契約的意思を契約に書き込まなかった責任は当該懈怠をした契約当事者に帰すべきである」という思想に裏付けられており、これは免責条項 (exemption clauses) 等、相手方当事者に不利な条項に曖昧で二義的に解釈される脆弱があればその責任は起草者に帰せられるべきとする“*contra proferentem*”^[13]や香港判例法（及びイングランド判例法）の“strict interpretation or construction”（厳格解釈＝文理から導かれる複数の解釈可能性のうち起草者（＝免責条項であれば免責により利益享受する契約当事者）にとって最も不利な選択肢を選択する）に通底するものである（＝「契約的意思を、二義的解釈を許さない程度に明確に契約に書き込まなかった責任は当該懈怠をした契約当事者に帰すべきである」）。^[14]

3, 終わりに

1) 前述の2つの原則のうち「正式文書以外の証拠禁止ルール」又は「口頭証拠の禁止ルール」についてあくまでも原則であり、例外的場面では契約書の四隅の中で使用された文言の意味を個別具体的事件において確定するために契

約書の四隅外の事情を口頭証拠による立証を含めて許諾せざるを得ない場面があり得る。

2) また、前述の2つの原則は契約当事者がその契約的意思を契約書の四隅の中で明確に示すべく明示的条項 (express terms) を、二義的解釈を許さない程度に明確に規定することを要請するが、そうだからといって日本法で認められ得る黙示的条項 (implied terms) が香港法上認定されないかといえばそうではなく、あくまで判例法が認め先例拘束性 (the doctrine of precedent or *stare decisis*) が働く場合を中心とするけれども、①慣習による黙示的条項 (terms implied by custom)、②事実における黙示的条項 (terms implied in fact)、③法における黙示的条項 (terms implied in law)、④制定法による黙示的条項 (terms by statute) による黙示的条項の認定があり得る。

3) それどころか極めて例外的事例ではあるが、契約当事者が合意事項について契約書に反映することを懈怠した場合、エクイティに基づき裁判所が文書補正 (rectification) に係る命令を出し、契約書に欠けている当該合意事項に係る文言を追加的に補正する場合すらある。

4) さらに香港法（又はイングランド法）特有の公序良俗 (public policy) が存在し、例えば契約違反に起因する損害賠償責任 (damages) は現実損害の補填目的に厳格に制限され、契約で規定される現実損害を超過する損害賠償の予定 (liquidated damages) や不動産売買契約において売買代金の10%を超える手付金 (deposit) はいずれも損害賠償責任又はそのための担保金とは異なるペナルティ (penalty) であるなどとして公序良俗違反として無効となり得る（手付金について宅建業者が売主、一般人が買主である場合でも売買代金の20%まで受領可能な日本法より厳格である－なお10%を超える手付金が認容される例は判例法上ゼロではないが、極めて稀である）。不可抗力 (force majeure) 条項についても日本法と同様の抽象性、二義性を残す起案

では紛争時に有効なものとして依拠できない可能性がある^[15]。したがってこのような香港法特有の論点を知らずしてこれに抵触する明示的条項を規定しても契約の本質である強制執行可能性 (enforceability) を欠くこととなるおそれがある。

5) それにもかかわらず、前述の2つの原則は香港契約法に通底する思想が日本的な村社会思想とは全く異なる契約起案における契約当事者の自己責任論を中核とすることを端的に示しており、wordingの重要性は日本法の比ではないことを銘記すべきである（日本法の観点から英米法の契約実務について時に「完全表示主義」と評されることがあるが、イングランド法がそのように見えるのは当該2つの原則に由来するものである）。

第五、本論（その3） —中国内地法

一、はじめに

日本法、香港法と比較して中国内地法の契約解釈はどのようなものか。日本法、香港法と異なり中国内地法における契約解釈が比較法的にどのように位置づけられるかについて検討に値する文献等が検索できない。そこで以下では30年に及ぶ筆者の中国内地法実務に依拠した主観的分析を披露することをご容赦いただきたい。

二、中国内地法の契約解釈

1, 中国内地法の契約解釈を論じる前提となる理解－中国内地法の構造

成文憲法である「中華人民共和国憲法」（以下「憲法」）を冠する中国内地では中央政府が中国版・法治主義（「依法治国」）を標榜する以上、法規範学的には（要するに「べき」論として）憲法こそが最上位規範であるはずであるが、中国共産党が全てを統べる憲法が明記する国家システムのもとでは（憲法第1条第2項^[16]）、中国共産党の政策こそが

憲法を超越する最上位規範であるという法社会学的分析（要するに「である」論として）が成り立ち、それゆえに政策と憲法が不整合となれば中国憲法を随時作り変えることも躊躇せず（1954年の最初の憲法以来、1975年、1978年、1982年の3度作り変えが行われた）、制定された中国憲法を頻繁に改正することも厭わない（現行の1982年憲法は1987年、1993年、1999年、2004年、2018年の5回改正が行われた）。全国人民代表大会又はその常務委員会が制定する法律は政策を体現する手段にすぎず、政策と法律が乖離するか又は法律が政策を正確に反映しないことが判明すれば、（法律の改正手続きは大変なので）日本の最高裁判所に相当する最高人民法院（刑事事件に関する場合は最高人民検察院も）が発布する司法解釈等を通じて両者の乖離、不正確な反映が是正される。法のヒエラルキーシステム（中央法令では法律が憲法以外の上位規範であり、内閣に相当する国務院が制定する行政法規がこれに次ぎ、省庁に相当する部、委員会等が制定する部門規則がこれに次ぐという法体系のピラミッド構造）は2000年に公布、施行された「中華人民共和國立法法」（以下「立法法」）で整備されたが、それは2001年12月11日WTO（世界貿易機関）加盟を希求するための「政策」的妥協の産物であり、立憲主義、法の支配及び三権分立という西欧型民主主義の産物が存在しない中国では政策を時々反映することができる限り、法規範相互の序列は本来不要である（要するに時々中国共産党の政策を対外的に通知する法規範の上下関係は本来問われない）。したがって立法法の施行以前は法律の実質的改正を行政法規で行うことがあり得たし、政策と法律との乖離を法源性（裁判所が紛争解決のために依拠できる法的根拠となること）を有する司法解釈で穴埋めするのではなく、規範性文書と呼ばれる国務院傘下の部、委員会等が発布する法源性のない通達に相当する文書が法律法規の実質的改正を果たすことが多々あった。立法法の施行後はそのような社会主義特有の法社会学的現象は各段に減少したが、現在でも旧弊から抜け出せていないかの如き現象が絶無にならないのは中国の根本的発想が法のヒエラルキー構造を必然としないからである。

2, 中国内地法の契約解釈

- 1) こうした国家システムのもとでは法律の解釈について中国共産党の政策に精通しないと擬制される外国弁護士が行うことは厳格に禁止される。外国弁護士が司法部から認可を得て外国弁護士事務所を設立する際に最初に教育的指導を徹底して行われることがこの点である。政策との乖離が生じ得る中国内地の法律の解釈を外国弁護士が行い、それを中国内地で喧伝する場合、政策と乖離する危険な私的見解が流布され、それがやがて中国内地の国家の安定、社会の安定を害する懸念がある、と判断されるのである。
- 2) 外国弁護士と異なり、法律法規に明確な禁止はないものの、中国律師ですら法律を自由に解釈し、解釈に関する私的見解を展開する自由はテーマが政治的事項に関わる限り政策との乖離懸念から制約される。例えば国家の安定、社会の安定を何よりも重視する中国共産党の政策に照らせば人権解釈は西欧型民主主義流のキリスト教思想に影響を受けた国家でも侵害することができない個人の幸福追求権の領域（思想信条の自由、信教の自由等）を積極的に容認する解釈は忌避され、国家の安定、社会の安定という公共の福祉又は集団的人権保障思想が個人の幸福追求権に優先する解釈が支持される場合が増える。重要なことは中国共産党が政策を通じて国家の安定、社会の安定に全責任を負う以上、外国弁護士であれ中国律師であれ、中国の国体として法解釈の名のもとに政策と乖離する私的見解を横行させることは認められないのである。規模が大きな中国律師事務所ではどこでも必ず所内の共産党委員会が組織されるが、それは政策から乖離する私的見解が表出されるリスクがないか、当該組織を通じて監督管理するという側面もあろう（所内の政治学習会を通じて時々の政策について正確な理解を醸成する教育指導的機能も期待される）。
- 3) そうすると中国内地では法律の解釈は畢竟、文理解釈が中核とならざるを得ない。文理解釈

に忠実である限り政策との乖離は生じないか又は生じる可能性が低い。しかし、類推解釈、拡張解釈、縮小解釈などの解釈手法を、法学者を含む法律家が駆使し、自由な私的解釈を展開するならば容易に政策との乖離が生じ得る。中国の法学者が執筆する法律教科書に私的解釈が書かれておらず、条文の整理、歴史の整理、外国法との単純比較等に終始する傾向が顕著であるのはこの理由による。日本法の場合、先行する判例がないか僅少な法分野では有力な法学者が法律教科書や論文を通じて標榜する法的見解（私的見解）が判例に強く影響を与えることが少なくないし、弁護士が作成する法律意見書でもこうした法学者の見解を示す文献が判例とともに必ず引用される。しかし中国内地では政策と乖離する懸念のある私的法解釈が公表される例はほとんどないため、訴訟実務ではもちろん、中国律師が作成する法律意見書でも当該文献が引用される例は絶無か僅少となる。一方、当該法律意見書中では論点に関して中央政府はもちろん全国各地の政府行政機関の見解についての網羅的インタビュー結果が示される。それが説得的な、法規範学的というよりも法社会学的な根拠となるのはこうしたインタビューにより政策が現場でどう生かされているか、また中央の政策を忠実に実行しようとする政府行政機関の政策認識がどうであるかこそが中国内地法の解釈の命ともいうべきものだからである。

4) このように中国内地では政策との乖離可能性排除の観点から文理解釈が中心となる法文化が自然と育つ結果、法律法規の解釈同様、契約解釈でも必然的に文理解釈中心主義となる傾向が顕著となる（香港法でも脚注14に示す制定法に関するコモン・ローの解釈と本文で解説する契約解釈には「客観原則」を中心に親近性が認められる。日本でも法律解釈に当たっては諸般の事情を広く考察するから、制定法の解釈と契約解釈には通底する哲学の共通性が醸成されるといえる）。中国内地法の解釈の現場でそのことをつとに感じる場面の1つは労働契

約及び就業規則の違反を理由として日系企業が中国人従業員に懲戒処分を下そうとする場面である。日本法であればある程度抽象性が残る就業規則の条項であっても企業の実情等を総合的に考慮し、従業員に就業規則違反が認定されるような場面であっても、中国内地では問題となる非違行為そのものを明確に禁止する個別条項がない、catch all clause（落葉拾いの条項）の抽象性が高く禁止規範として作用しないなどの理由で、労働争議仲裁委员会でも人民法院でも企業側が敗訴する事例が多数発生する。

5) こうして弁護士を含む法律家が自由な発想で法解釈を展開できず、いかなる論点であっても法律法規や法源性のある司法解釈、時に法源性のない規範性文書にまで文理上の手掛かりを得なければ説得性が乏しくなり、その間隙を法学者の私的見解で埋めることができないという中国内地法の契約解釈の特徴を前提すると、イングランド法に由来する香港契約法上の「正式文書以外の証拠禁止ルール」、「口頭証拠禁止ルール」及び「客観原則」から導出される明示的条項を中心とする文理解釈を重んじる立場とは歴史的、制度的な理由は全く異なるものの、中国内地法の契約解釈は現象面として日本法より香港法に親近性を持つと感じるものである。

6) 人民法院や労働争議仲裁委员会での実務を見ると、証人は必ず真実を曲げて自分に有利に嘘をつくという性悪説による人証の証拠力の低評価が認められ、物証を極度に重視する傾向が顕著であると考えるが、証拠法に関するこ

した姿勢も中国内地法の契約解釈の文理解釈主義的傾向を強めるであろう。

7) そのような認識に立脚して香港法と中国内地法の契約解釈の特徴の違いを考察すると、香港法は文理解釈主義を重視しつつも、結果的妥当性を図るべく、先例拘束性のくびきを前提としつつ、判例法上容認されるありとあらゆるテクニクを駆使して呻吟しようとするのに対して（呻吟の結果、香港の判例法は比較的短いが、イングランド法の判例法は往々にして100ページを超える大作となる）、中国内地法はある意味で単純明快な文理解釈主義によるという相違に行き着く（したがって中国内地法の場合、記載した条項が無効や取消しとなる蓋然性は香港法よりは遥かに低いので、書き込める有利な条項はできる限り詳細に書くことが重要となる）。

第六、終わりに

以上で述べたところについて特に中国内地法の契約解釈に関しては明確に描写する文献等を検索できなかったため、筆者の私的経験に基づく色彩が濃くなる傾向が顕著となったが、日本法、香港法及び中国内地法の3つの国家、地域に関わる契約の解釈手法についての筆者の私的見解を通じて、国際契約の契約解釈と一口に言っても、村社会である日本法的発想、常識にのみ依拠して起案に臨む場合、紛争発生時になって初めて取り返しのつかない過誤があることに気付くという悲劇があり得るリスクに読者が気付く契機となればと期待して、本稿を終える。

以上

【1】 「中華人民共和国涉外民事関係法律適用法」（全国人民代表大会常務委員会が主席令第36号により2010年10月28日公布、2011年4月1日施行）

第2条 涉外民事関係に適用する法律は、この法律によりこれを確定する。その他の法律に涉外民事関係の法律適用について別途特別な定めがある場合には、当該定めによる。
この法律その他の法律に涉外民事関係の法律適用について定めのない場合には、当該涉外民事関係と最も密接な関係のある法律を適用する。
第3条 当事者は、法律の規定により、涉外民事関係に適用する法律を明示して選択することができる。

【2】 <https://www.elegislation.gov.hk/hk/cap319>

【3】 <https://www.elegislation.gov.hk/hk/cap319A>。末尾別表第一Part I及びPart II（コモン・ロー（common law）法域に属する国家、地域）及び別表第二（大陸法（civil law）に属する国家）参照。

【4】 香港の確定判決を日本で執行判決を取得したうえで強制執行できると言っても、

- (1) その範囲は金銭債権に係る確定判決に限定されるし（それ以外の確定判決が全部ダメだとは限らないけれども、「相互の保証」が認められることについて別途判例による検証が必要である）、
- (2) 引用した最高裁判所平成10年4月18日第3小法廷判決／平成6年（オ）第1838号では敗訴当事者による香港法に基づく訴訟費用の負担（日本と異なり敗訴当事者は勝訴当事者が負担した弁護士費用について原則として60-70%を負担し－party and party basisと呼ばれる－、例外として勝訴当事者による和解の申入れを敗訴当事者が拒絶したが、結果として和解の申入れに係る金額等よりも敗訴当事者に不利な判決しか得られなかったような場合、和解の申入れ以降に勝訴当事者が負担した弁護士費用全額（100%）について敗訴当事者は全額負担すべきであるとされる－indemnity basisと呼ばれる。和解促進のための司法政策であると考えられる－なおindemnity basisは和解以外の場面でも適用があり得ることに注意を要する）について公序良俗（民法第90条）に違反せず有効であり、日本における強制執行が可能であるとされたけれども、
- (3) 例えばアメリカの懲罰的賠償（punitive damages）は日本の公序良俗（民法第90条）に違反し無効であり、日本における強制執行はできないとされるから（最高裁判所平成9年（1997年）7月11日第2小法廷判決／平成5(オ)1762号）、香港法が名誉棄損（defamation）について例外的に容認する懲罰的賠償（exemplary damages）についても（アメリカの懲罰的賠償と比較すると表現の自由に配慮して金額も穏当ではあるものの、なお日本にはない制度であるから）同様に解釈される可能性がある。

【5】 日本の裁判所が中国の人民法院の確定判決に執行判決を付与することを拒否した判決として、東京高等裁判所平成27年（2015年）11月25日第22民事部判決／平成27年（ネ）2461号、大阪高等裁判所平成15年（2003年）4月9日第1民事部判決／平成14年（2002年）（ネ）2481号。

【6】 「中華人民共和國民事訴訟法」の適用に関する最高人民法院の解釈（2015年1月30日最高人民法院法釈[2015]5号により公布、同年2月4日施行、2020年12月29日最高人民法院法釈[2020]20号により改正、2021年1月1日施行、2022年4月1日最高人民法院法釈[2022]11号により改正、同月10日施行）

第542条 管轄権を有する中華人民共和國の中級人民法院に対し、当事者が外国の裁判所の下した法的効力の生じた判決又は裁定の承認及び執行を申し立てた場合において、当該裁判所の所在国と中華人民共和國とが国際条約を締結しておらず、又は共同してこれに参加しておらず、かつ、互恵関係も有しないときは、申立てを棄却する旨を裁定する。ただし、当事者が人民法院に対し、外国の裁判所が下した法的効力の生じた離婚判決の承認を申し立てたときを除く。（第2項省略）

【7】 JBIC中国レポート2024年第1号「新たな「内地と香港特別行政区との法院による民商事事件の判決の相互承認及び執行に関する最高人民法院の取極」について」参照（https://www.jbic.go.jp/ja/information/reference/image/china2024_01.pdf）。

【8】 有効な仲裁合意がある場合に訴訟提起しても、例えば日本では本案前答弁段階での妨訴抗弁－被告から原告に対する訴訟ではなく仲裁で解決する約束があるのだから訴訟提起は不適法である旨の主張－により却下される（要するに裁判を利用できなくなる）。香港、中国内地でも同様である。

【9】 香港の制定法であるthe Control of Exemption Clauses Ordinance（免責条項の抑制条例）, Cap. 71第15条は以下のように規定し、仲裁合意（仲裁合意は裁判を受ける権利の相互放棄であり、一種の免責条項であるから当該条例で規定される）と消費者の権利保護に関する規定する（要するに紛争が生じる前になされた仲裁合意を消費者に押し付けることはできないということである）。

Section 15: Arbitration agreements	第15条：仲裁合意
(1) As against a person dealing as consumer, an agreement to submit future differences to arbitration cannot be enforced except—	(1) 消費者として取引する者に対しては、次の場合を除き、将来の相違を仲裁に提出する合意を強制することはできない。
(a) with his written consent signified after the differences in question have arisen; or	(a) 問題の相違が生じた後に、その書面による同意が署名された場合、又は、
(b) where he has himself had recourse to arbitration in pursuance of the agreement in respect of any differences.	(b) その者自身が相違に関する合意に従い仲裁を手段とする場合。
(2) Subsection (1) does not affect—	(2) 第1号は次に掲げる事項に影響しない—
(a) (<i>Repealed 17 of 2010 s. 112</i>)	(a) (廃止された2010年s.112の17)
(b) the resolution of differences arising under any contract so far as it is, by virtue of Schedule 1, excluded from the operation of section 7, 8, 9 or 12.	(b) 別表1により、第7条、第8条、第9条又は第12条の適用から除外される契約に基づいて生じる相違の解決

【10】 詳細は法制審議会民法（債権関係）部会第85回、第92回会議事録参照（https://www.moj.go.jp/shingji/shingikai_saiken.html）。

【11】 香港基本法第5条

英語原文	仮訳
The socialist system and policies shall not be practised in the Hong Kong Special Administrative Region, and the previous capitalist system and way of life shall remain unchanged for 50 years.	香港特別行政区は、社会主義の制度及び政策を実行せず、従前の資本主義制度及び生活様式を保持し、50年は不変とする。

【12】 *parol evidence*に関する「財団法人東京大学出版会 英米法辞典」の記載は次のとおりである。

正式文書以外の証拠; 口頭の証拠
□語義としては口頭での証拠のことであるが、以下の *parol evidence rule* の意味で用いられる。すなわち、contract（契約書）、deed（捺印証書）、will（遺言書）等について、書面化された合意内容ないし意思内容と異なることを、他の口頭証拠または文書証拠を用いて証明するのを許さないという準則。Parol という言葉が用いられているが、他の文書証拠も許されないことに注意。

【13】 *contra proferentem*に関する「財団法人東京大学出版会 英米法辞典」の記載は次のとおりである。

起草者の不利に =against the party putting forward
□書面の意味に疑点が生じればその書面の起草者またはそれを証拠として提供する者の不利に解釈すべしとの原則。したがって契約条項があいまいであれば、その条項を契約に定め根拠とする者の不利に解釈すべきである。

【14】 契約解釈に関する正式文書以外の証拠禁止原則や客観原則は、制定法に関する解釈原則にも通じる。例えば日本であれば民法の改正債権法の解釈を行う際に法制審議会会議事録や同審議会委員であった民法学者の論文等は解釈の合理性を支える重要な資料となる。しかし後述のとおりコモン・ローの制定法の解釈に当たってこのような制定法外の資料に依拠することは原則として許されないなど日本法から見れば特殊なルールが働く。そこで以下コモン・ローの制定法の解釈について概説する。

1. 伝統的ルール

(1) 文理ルール（The Literal Approach）。文理ルールは、文法的アプローチ（the grammatical approach）とも呼ばれるもので、制定法が使用する言葉にその通常かつ自然の意味（their natural and ordinary meaning）を付与し、それがたとえ不条理（absurdity）を導くとしても同様であるとするものである（*Vacher & Sons Ltd v London Society of Compositors*[1913] AC107 at 121及び*Re Law Kin Man*[1994]2 HKC118 at 135）。香港終審法院にも、単なる価値観としての人權重視よりも文言重視の姿勢を見せるものがある（いずれも2001年7月20日に判決が下された*Director of Immigration v Chong Fung Yuen*[2001]4 HKCFAR211及び*Tam Nga Yin v Director of Immigration*[2001]4 HKCFAR251）。制定法の文理を重視するのは当然としても、結果の不条理を問わない極端な法実証主義的（文理解釈主義的）立場は次の黄金ルールで是正される。

(2) 黄金ルール（黄金律。The Golden Rule）。黄金ルールは、立法府は明白に不条理又は矛盾する結論を作り出すことを意図しないと推定するもので、古くParke男爵（Baron Parke）が*Becke v Smith* [1836]150 ER 724において述べた次の言葉が著名である。

英語原文	仮訳
It is a very useful rule, in the construction of a statute, to adhere to the ordinary meaning of the words used...unless that is at variance with the intention of the Legislature, to be collected from the statute itself, or leads to any manifest absurdity or repugnance, in which case the language may be varied or modified, so as to avoid such inconvenience, but no further.	使用された言葉の通常の意味に執着することは、制定法の解釈の非常に有益なルールである。ただし、それが制定法自体から収集された立法府の意思に一致せず、又は明白に不条理もしくは矛盾を導く場合は除くものとし、この場合には言語は当該不便を回避するために変更され、又は修正されることができる。しかし、それを超えるものではない。

(3) 弊害ルール（弊害準則。The Mischief Rule）。哲学者フランシス・ベーコンが江戸幕府の成立した1603年に42歳で初のKing’s Councilに正式就任するよりも前の判例法として著名な*Heydon’s Case* [1584] EWHC Exch J36 (01 January 1584)paras 2&3が規定するルールで、次の著名な4段階の規範により立法府の意思を認定し、裁判所は制定法の解釈にあたり、そのようにして認定された立法府の意思を斟酌すべきであるというものである。

- (a) 最初に制定法以前のコモン・ローがどうであったか（what was the common law before the making of the Act）。
- (b) 第2に、コモン・ローが規定しない弊害及び欠陥は何であったか（what was the mischief and defect for which the common law did not provide common law）。
- (c) 第3に、議会が共和国（commonwealth）の病理を治癒するために解決し、指定した救済は何か（what remedy the Parliament hath resolved & appointed to cure the disease of the commonwealth）。
- (d) 第4に、救済の真の理由（the true reason of the remedy）。

制定法は、救済を進めることにより、弊害を避けるように解釈されなければならない、とされる。

2. 近代的ルール

(1) 客観原則（the objective principle）。「裁判所の義務は、立法府が使用した言葉を解釈することにある。これらの言葉は曖昧かもしれないが、たとえそうであっても、当該言葉の外に出て（筆者注：立法府の真の意思の）発見の旅に出る裁判所の権限及び義務は（筆者注：解釈の名のもとでの立法に他ならなくなるので）厳格に制限される」（*Magor and St. Mellons Rural District Council v. Newport Corporation* [1951] 2 All ER 839におけるLord Simondsの言葉。カッコ内は筆者が補充）。客観原則は、契約当事者の具体的意思を探索するのではなく、仮定上の合理的人間（a (hypothetical) reasonable man。 *Smith v Hughes* [1870-71] L.R. 6 Q.B. 597, 607 におけるBlackburn裁判官の言葉参照）を基準として契約上の文言を解釈すべきとする契約解釈法理として共通であるが、制定法解釈について仮定上の合理的国民又は香港市民（a hypothetical reasonable man of the nation or Hong Kong citizen）を基準として明言する判例法は筆者の不勉強で検索することができなかった。

(2) 全体論的アプローチ（the “holistic” approach）。言葉は、全体としての制定法の文脈で解釈されなければならないとするもので、香港終審法院の当時永年裁判官（permanent judge）であったBokhary裁判官も「制定法解釈は「全体論的かつ目的論的な」

投資関連制度情報

「中小企業代金支払保障条例
(2025年改正)」について

改正「中小企業代金支払保障条例」が2025年3月17日に国務院により公布され、同年6月1日から施行された。本稿では、この改正条例の要点について解説する。

1. 「中小企業代金支払保障
条例」の改正の背景

2017年9月1日、第12期全国人民代表大会常務委員会第29回会議において、「中小企業促進法」の改正が採択された。改正後の同法には「権益の保護」という章が新たに設けられ、中小企業の権益保護が強化されることとなった。この章では、国が中小企業およびその出資者の適法な権益を保護することが明記され、さらに以下のような規定が盛り込まれた「国の機関、事業単位及び大型企業は、契約に違反して中小企業の貨物、工事、及びサービス代金の支払いを遅延してはならない。中小企業は、支払いを遅延している当事者に遅延している代金を支払うよう要求し、かつ、遅延によりもたらされた損失に対し賠償をするよう要求する権利を有する」（「中小企業促進法」第53条）。

このような立法の流れを受け、2020年7月5日、国務院は「中小企業代金支払保障条例」（国務院令第728号）（以下「旧条例」）を公布した。同条例は、機関・事業単位および大型企業による中小企業への迅速な金銭支払いを促進し、中小企業の適法な権益を保護するとともに、ビジネス環境の最適化を図ることを目的としており、同年9月1日の施行から今日まで、約5年間にわたり運用されてきた。

今回改正された「中小企業代金支払保障条例」

（以下「新条例」という。）は、全5章37条から構成されており、主な改正内容は以下のとおりである。

①業務上の職責を明確化

国および地方の各レベルにおいて、中小企業促進業務の総合管理に責任を負う部門、及び発展改革、財政、住宅・都市農村建設、交通運送、水利、金融管理、国有資産監督管理、市場監督管理等の関係部門について、中小企業代金支払保障業務におけるそれぞれの職責が詳細に定められた。あわせて、省、自治区および直轄市の人民政府が、当該行政区域内の中小企業代金支払保障業務について総責任を負うことが強調された。

②金銭支払責任を強化

機関・事業単位および大型企業による中小企業への金銭支払いについて、その期限に関する規定が明確化され、大型企業は、貨物、工事またはサービスの引渡日から60日以内に代金を支払わなければならないことが新たに規定された。また、業種の規範や取引習慣に基づいて支払期限を合理的に定めた場合であっても、第三者からの代金受領を中小企業への支払い条件としたり、第三者からの支払進捗に応じて中小企業に支払うといった内容の約定は認められない。さらに、機関・事業単位および大型企業と中小企業との取引において、一部に紛争があるものの、他の部分の履行には影響しない場合には、紛争のない部分については遅滞なく代金支払義務を履行しなければならないとの規定が新たに追加された。

ものである (Statutory interpretation is ‘holistic and purposive’) と *Secretary for Transport v Delight World Ltd* [2007]1 HKCFAR 647 at 655G-H で述べる。『条例 (an Ordinance) の前文 (preamble) は文脈の一部を構成するものであり、条文に曖昧さがあるか否かにかかわらず、当該文脈において制定法の条文は読まれなければならない』とされる (*Li Yiu Kee v The Chinese University of Hong Kong* [2009]HKEC184, para38)。

- (3) 目的論的アプローチ (the purposive approach)。香港終審法院により「とりわけ弊害準則からの発展 (a development from the “mischief rule in particular”) 」とも評される (*Medical Council of Hong Kong v Chow Siu Shek David* [2003] HKCFAR144 at 153)。香港の判例法から、次の5つが導かれる。

ア、	制定法はその適切な文脈で解釈されなければならない、裁判所は立法の目的を実行するために、目的論的アプローチを採用すべきである (<i>Leung Lai Fong v Ho Sin Ying</i> [2009] 12 HKCFAR 581, para 21)。
イ、	文脈及び目的は、一般的用語の事案では特に第一審で考慮されるべきで、曖昧さが生じると思われる場合に単に後の段階で考慮されるべきものではない (<i>HKSAR v Lam Kwong Wai & another</i> [2006] 3 HKLRD 808 CFA at 832において第9代豪州最高裁長官 (the ninth Chief Justice in Australia/the presiding judge of the High Court) であり、香港終審法院の当時非永年裁判官 (non-permanent judge) でもあったAnthony Mason裁判官による。)
ウ、	制定法上の条文の文脈は最も広範な意味で理解されるべきであり、当該文脈は確かに制定法の他の条文及び法の現状 (the existing state of the law) を含む (<i>Town Planning Board v Society for the Protection of the Harbour Limited</i> [2004]7HKCFAR1 at 13 I-J及び <i>Attorney-General v Prince Ernest Augustus of Hanover</i> [1957] AC 436 at 461)。
エ、	問題となる立法が香港法改革委員会 (The Law Reform Commission of Hong Kong、これが英国法律委員会に相当する組織である) の報告書のような何らかの報告書の推薦を履行する場合、当該報告書は立法の目的を特定するために参照されなければならない。そして、制定法の条項の目的は、法案の説明用内部文書 (the Explanatory Memorandum to the bill) により確認することもできる (<i>HKSAR v Cheung Kwun Yin</i> [2009]12 HKCFAR 568)。
オ、	法案導入時に大臣により付与された説明 (the Explanations) には、立法の目的を確認するための証拠能力がある (admissible)。しかし、立法府の意思を反映するものとして、提案された立法の意味及び効果についての大臣の陳述は、制定法が克服を目的とする弊害の確認のために当該陳述を使用できる限界を超える (<i>PCCW – HKT Telephone Ltd v Telecommunications Authority</i> [2005]8 HKCFAR 337 at 351 F-J及び <i>Director of Lands v Yin Shuen Enterprises Ltd</i> [2003]6 HKCFAR 1 at 15 F-H)。

特に最後のオ、に関して、英国では貴族院 (the House of Lords) の著名判決である*Pepper v Hart* [1993]AC593によれば、（上記エ、及びオ、のような）制定法以外の外部資料 (extrinsic material) は立法の目的すなわち立法が救済を求める弊害を確認するためには広く自由に参照できるのに対して、制定法中で使用された個別の言葉について立法府が意図した意味を確認する目的では、外部資料は原則として使用してはならないとされる (排他的ルール (the exclusionary rule)。客観原則と表裏一体と見る余地があるかもしれない。)。換言すれば、制定法の解釈はあくまで客観原則に従って文理そのものの意義を裁判所が解釈しなければならず、外部資料を言い訳に裁判所が解釈の名の下に制定法について法創造機能を発揮するリスクを三権分立の観点から排除するのである。その例外は次のとおりである。

英語原文	仮訳
(a) legislation is ambiguous or obscure, or leads to an absurdity;	(a) 立法が曖昧もしくは不明確であるか、又は不条理を導くものであり、
(b) the material relied upon consists of one or more statements by a Minister or other promoter of the Bill together if necessary with such other Parliamentary material as is necessary to understand such statements and their effect; and	(b) 依拠される資料は大臣又は法案の他の発案者の1つ以上の陳述からなり、必要であれば、当該陳述及びその効果を理解するのに必要な他の議会の資料 (Parliamentary material) と共に (参照することができ、) 、かつ、
(c) the statements relied upon are clear	(c) 依拠する当該陳述が明確であること。

もっとも、完全な議会制民主主義が存在し、議会主権 (sovereignty of parliament) が確立している英国と異なり、香港では（特に香港国家安全維持保護法が公布、施行された2020年6月30日以降）極めて制限的な民主主義しか存在しないから（周知のとおり現在では国会に相当する立法会に親中派以外の議員が過半数を占めることはあり得ない普通選挙制度とは全く異なる選挙制度になっている）、*Pepper v Hart* [1993]AC593が香港法を構成するかは定かでない (*Lam Pak Chiu v Tsang Mei Ying* [2001]4 HKCFAR 34 at 44 D-E 及び*PCCW – HKT Telephone Ltd v Telecommunications Authority* [2005]8HKCFAR337 at 352 F-H)。香港裁判所は、制限的な民主主義の欠陥を補完すべく、外部資料に積極的な役割を期待し、*Pepper v Hart* [1993]AC593を香港法としない選択があり得る (*HKSAR v Cheung Kwun Yin* [2009]12 HKCFAR 568において香港終審法院はこの問題を決定する必要がある場合、香港の文脈で概念的、憲法的、そして実務的含意 (the practical as well as the conceptual and constitutional implications involved in the Hong Kong context) を考慮する必要がある、とする。)

なお、外部資料は立法プロセスのもののみが利用可能であり、香港基本法制定後の外部資料は一切利用できないことに注意を要する。

- 【15】 JBIC中国レポート2022年第1号「香港法における不可抗力条項について～その日本法及び中国法との比較における特殊性の認識のために～」参照。 (https://www.jbic.go.jp/ja/information/reference/image/china2022_01.pdf)

- 【16】 憲法

第1条 中華人民共和国は、労働者階級の指導する、労働同盟を基礎とする人民民主独裁の社会主義国家である。社会主義制度は、中華人民共和国の基礎となる制度である。中国共産党による指導は、中国の特色ある社会主義の最も本質的な特徴である。いかなる組織又は個人も、社会主義制度を破壊することは、これを禁止する。

③ 監督管理および苦情申立ての処理に関する措置を整備

県級以上の人民政府およびその関係部門が、監督検査、書簡による行政指導、処理監督通報、苦情申立て処理などの措置を通じて、代金未払いの整理を強化することが新たに規定された。また、苦情申立ての受理部門、処理部門、申立人、被申立人など、各主体の権利義務および処理期限についても明確にされた。さらに、中小企業への金銭未払いの状況が深刻である場合、または重大な社会的な悪影響をもたらした場合には、大型企業に対して、財政資金の支援や投資プロジェクトの審査認可などの面で、法令に基づき制限を加えることが規定された。

④違法処罰の程度を強化

国有大型企業が中小企業に対する金銭未払いにより良くない結果や影響をもたらした場合、また、機関・事業単位および大型企業、その業務人員による打撃報復、職権濫用、職務怠慢などの違法行為について、関連する法律上の責任が補足・整備された。^[1]

2. 新条例の適用範囲

新条例の適用範囲には変更がなく、貨物、工事、サービスの調達過程において、支払当事者となる機関・事業単位および大型企業、並びに金銭の受領者となる中小企業に適用される。すなわち、大企業間や中小企業間の取引は、本条例の規制対象には含まれない。また、条例における「大型企業」とは「中小企業以外の企業」であることが明確にされており、大型企業、中小企業に該当するかどうかは、契約締結時の企業の規模類型によって確定される（第3条）。中小企業の規模類型について争いがある場合には、中小企業であることを主張する当事者は、その所在地の県級以上の地方人民政府の中小企業促進業務の総合管理に責任を負う部門に対し、認定を申請することができる（第29条）。

3. 中小企業の区分標準

現在有効な中小企業の区分基準は、2011年6月18日に公布された「中小企業類型区分標準規定」（工企部聯企業[2011]第300号）であり、この基準では中小企業を中型、小型、超小型の3つの類型に区分している。具体的な区分基準は、従業員数、営業収入、資産総額などの指標に加え、業種の特性を踏まえて定められている。

また、工業情報化部では、「中小企業規模類型自己測定」ミニプログラムをリリースしており、企業は、工業・情報化部のサイト^[2]またはWeChatのミニプログラムを通じて、関連する指標データを自ら入力し、企業規模類型の測定結果を自動的に生成することができる。

「中小企業代金支払保障条例（2025年改正）」

第2条 機関・事業単位及び大型企業は、貨物、工事又はサービスを調達して中小企業に代金を支払うにあたり、この条例を遵守しなければならない。

第3条 この条例において「中小企業」とは、中華人民共和国の境内において法により設立され、國務院の承認した中小企業区分標準により確定された中型企業、小型企業及び零細企業をいい、「大型企業」とは、中小企業以外の企業をいう。

中小企業及び大型企業については、契約締結時の企業の規模類型により確定する。中小企業は、機関・事業単位又は大型企業と契約を締結する際に、自らが中小企業に該当する旨を自発的に告知しなければならない。

4. 金銭支払責任の強化

1) 大型企業による支払期限を明確化

旧条例では、**機関・事業単位の支払期限**については明確な規定があったものの、大型企業に対しては、単に「業種規範及び取引慣習に従い合理的に代金支払期間を約定し、かつ、遅滞なく代金を支払わなければならない」との規定にとどまっていた。

これに対し新条例では、大型企業に対する拘束力を強化し、大型企業の支払期限について、「大型企業は、中小企業から貨物、工事又はサービスを調達するにあたり、貨物、工事又はサービスが引き渡された日から60日以内に代金を支払わなければなら

ない。契約に別段の約定がある場合には、当該約定に従う。ただし、業種規範又は取引習慣に従い代金支払期間を合理的に約定し、かつ、遅滞なく代金を支払わなければならない」ことが明確に定められている。

新条例では、大型企業の支払期限を明確にしたほか、さらに「第三者からの支払代金の収受を中小企業に対する代金支払いの条件とし、又は第三者からの代金支払いの進捗比率に従い中小企業に代金を支払う旨を約定してはならない」とも明記されている。この規定は、これまでに最高人民法院が公布した「大型企業と中小企業とが第三者による代金支払いを代金支払いの前提条件として約定した条項の効力の問題に関する最高人民法院の回答」（法釈[2024]11号、2024年8月27日公布・同日施行）（以下「回答」という。）と呼応するものである。この「回答」においては、大型企業が建設工事の施工、調達またはサービスの調達過程において、中小企業との間で、大型企業が第三者から金銭を受領することを支払条件とすることを定めた条項は無効であると明確に定められている。

旧条例	新条例
第8条 機関・事業単位は、中小企業から貨物、工事又はサービスを調達するにあたり、貨物、工事又はサービスが引き渡された日から30日以内に代金を支払わなければならない。 契約に別段の約定がある場合には、代金支払期間は、最長でも60日を超えてはならない。 大型企業は、中小企業から貨物、工事又はサービスを調達するにあたり、業種規範及び取引慣習に従い合理的に代金支払期間を約定し、かつ、遅滞なく代金を支払わなければならない。 契約において出来高部分払い、定期決済等の決済方式を採用・履行する旨を約定する場合には、代金支払期間も、双方が決済金額を確認した日から起算しなければならない。	第9条 機関・事業単位は、中小企業から貨物、工事又はサービスを調達するにあたり、貨物、工事又はサービスが引き渡された日から30日以内に代金を支払わなければならない。契約に別段の約定がある場合には、<u>当該約定に従う。ただし、代金支払期間は、最長でも60日を超えてはならない。</u> 大型企業は、中小企業から貨物、工事又はサービスを調達するにあたり、<u>貨物、工事又はサービスが引き渡された日から60日以内に代金を支払わなければならない。契約に別段の約定がある場合には、当該約定に従う。ただし、業種規範又は取引慣習に従い代金支払期間を合理的に約定し、かつ、遅滞なく代金を支払わなければならない、第三者からの支払代金の収受を中小企業に対する代金支払いの条件とし、又は第三者からの代金支払いの進捗比率に従い中小企業に代金を支払う旨を約定してはならない。</u> 法律、行政法規又は国の関係規定に<u>前二項の代金支払期間について別段の定めのある場合には、当該定めに従う。</u> 契約において出来高部分払い、定期決済等の決済方式を採用・履行する旨を約定する場合には、代金支払期間は、双方が決済金額を確認した日から起算しなければならない。

2) 支払方法に関する規定

新条例では、非現金による支払方法についても定められており、商業為替手形を基礎として、売掛金・電子証憑も、非現金支払手段の一種として明確に位置づけられた。

旧条例	新条例
第10条 機関・事業単位及び大型企業は、商業為替手形等の非現金支払方式を使用して中小企業に代金を支払う場合には、契約において明確かつ合理的な約定をしなければならず、商業為替手形等の非現金支払方式を受け入れるよう中小企業に強制してはならず、商業為替手形等の非現金支払方式を利用して形を変えて代金支払期間を延長してはならない。	第11条 機関・事業単位及び大型企業は、商業為替手形、売掛金の電子証憑等の非現金支払方式を使用して中小企業に代金を支払う場合には、契約において明確かつ合理的な約定をしなければならず、商業為替手形、売掛金の電子証憑等の非現金支払方式を受け入れるよう中小企業に強制してはならず、商業為替手形、売掛金の電子証憑等の非現金支払方式を利用して形を変えて代金支払期間を延長してはならない。

3) 会計監査機関の監査結果を 決済の根拠とする約定を禁止

新条例第12条では、従前に存在していた「契約に別段の約定がある場合」という規定が削除されている。すなわち、法律または行政法規に根拠がある場合に限り、会計監査機関による監査結果を決済の根拠とすることが認められ、当事者間でこれを自主的に取り決めることは許されなくなった。

旧条例	新条例
第11条 機関・事業単位及び国有大型企業は、会計検査機関の会計検査結果を決済根拠とするよう強制的に要求してはならない。ただし、契約に別段の約定があり、又は法律若しくは行政法規に別段の定めのある場合を除く。	第12条 機関・事業単位及び国有大型企業は、会計検査機関の会計検査結果を決済根拠とするよう強制的に要求してはならない。ただし、法律又は行政法規に別段の定めのある場合を除く。

4) 紛争のない部分について速やかに履行すべきことを明確化

新条例では、紛争のない部分の先行支払いに関する規定が新たに追加された。取引において一部に紛争が存在していても、他の部分の履行に影響を及ぼさない場合には、紛争のない部分については速やかに支払わなければならない。

第15条 機関・事業単位及び大型企業と中小企業との取引において、一部に紛争が存在するけれども他の部分の履行に影響しない場合には、紛争のない部分については、代金を遅滞なく支払う義務を履行しなければならない。

5) 大型企業におけるコンプライアンス管理の対象範囲を整備

新条例では、大型企業が中小企業への金銭支払保障業務の状況を、自社のリスク管理およびコンプライアンス管理体制に組み入れるべきことが新たに規定された。

第19条 大型企業は、中小企業代金支払保障業務の状況を、企業リスクコントロール及びコンプライアンス管理体系に組み入れ、かつ、その全額出資又は持分支配子会社に遅滞なく中小企業に代金を支払うよう督促しなければならない。

5. 監督管理措置の強化及び苦情申立てメカニズムの整備

1) 定期報告制度の導入

新条例第22条では、定期報告制度が新たに導入された。県級以上の地方人民政府の関係部門は、毎年定期的に、当該級の人民政府に対して、事業単位または国有大型企業が当該主管部門または監督管理部門に報告した、中小企業に対する支払期限を過ぎた未払いの状況を報告しなければならない。また、県級以上の地方人民政府は、毎年定期的に、当該行政区域内における中小企業代金支払保障業務に関する集計報告を聴取しなければならない。

第22条 県級以上の地方人民政府部門は、毎年定期的に前年度の、期限を徒過してなお中小企業に代金を支払っていない状況を手続に従い当該級の人民政府に報告しなければならない。事業単位及び国有大型企業は、毎年定期的に前年度の、期限を徒過してなお中小企業に代金を支払っていない状況を手続に従いその主管部門又は監督管理部門に報告しなければならない。

県級以上の地方人民政府は、毎年定期的に当該行政区域内の中小企業代金支払保障業務報告を聴取し、督促指導を強化し、突出した問題を検討・解決しなければならない。

2) 行政指導・通報制度を確立

新条例では、中小企業への金銭支払保障に関する政策の具体化が不十分である場合や、業務の推進力が不足している場合、また中小企業への金銭未払いの状況が深刻である場合において、関係部門

が書簡による行政指導や処理監督通報などの措置を講じることができることが明確にされた。

第23条 省級以上の人民政府は、監督検査制度を確立し、中小企業代金支払保障業務について監督検査をし、政策の具体化が不適切で、業務の推進が不十分である部門及び地方人民政府の主たる責任者について行政指導をする。

県級以上の人民政府の中小企業促進業務総合管理に責任を負う部門は、中小企業への代金未払いにかかる機関・事業単位及び大型企業に対し、書簡による行政指導をすることができ、情状が重大である場合については、処理監督通報をするものとし、必要な際には、未払単位の上級機関、業種主管部門及び監督管理部門と共同して連合実施することができる。

3) 苦情申立てメカニズムの整備

新条例では、国による統一的な中小企業への未払いに関する苦情申立てプラットフォームの確立と、苦情申立て処理メカニズムの整備・強化が求められている。

第24条 省級以上の人民政府の中小企業促進業務総合管理に責任を負う部門（以下「苦情申立受理部門」と総称する。）は、便利で滞りのないルートを確立し、機関・事業単位及び大型企業による中小企業への代金未払いに対する苦情申立てを受理しなければならない。

国務院の中小企業促進業務総合管理に責任を負う部門は、国の統一的な中小企業への代金未払苦情申立プラットフォームを確立し、苦情申立処理メカニズムの建設を強化し、関連部門及び地方人民政府と情報共有し、及び協同協力する。

4) 苦情申立て処理フローの明確化

新条例では、苦情申立ての受理部門は、正式に受理した日から10業務日以内に、関係部門へ転送しなければならないと定められている。また、処理部門は、苦情申立てに関する資料を受領した日から30日以内に処理結果を形成し、フィードバックを行わなければならない。さらに、状況が複雑である場合や、その他の特別な事情がある案件について、処理期間は最長で90日を超えてはならないことが明確にされている。

第25条 苦情申立受理部門は、「属地管理、分級責任、主管する者が責任を負い、監督管理する者が責任を負う」という原則に従い、正式に受理した日から10業務日以内に、手続に従い苦情申立てを関係部門又は地方人民政府の指定する部門（以下「苦情申立処理部門」と総称する。）に引き渡して処理させなければならない。

苦情申立処理部門は、苦情申立資料を接受した日から30日以内に処理結果を形成し、書面により苦情申立人にフィードバックし、かつ、苦情申立受理部門にフィードバックしなければならない。状況が複雑であり、又はその他の特段の原因がある場合には、部門の責任者の承認を経て、適当に延長することができる。ただし、処理期間は、最長でも90日を超えてはならない。

被苦情申立人は、苦情申立処理部門の業務に協力しなければならない。苦情申立処理部門は、遅滞なく状況をフィードバックするよう被苦情申立人を督促しなければならない。被苦情申立人が遅滞なくフィードバックせず、又は規定どおりにフィードバックしていない場合には、苦情申立処理部門は、当該被苦情申立人に対し処理監督書を発出しなければならない。処理監督書を受領してなお協力を拒絶するときは、苦情申立処理部門は、行政指導し、被苦情申立人に通報し、かつ、是正するよう命ずることができる。

苦情申立人は、被苦情申立人と契約関係が存在しなければならず、虚偽又は悪意により苦情申立てをしてはならない。

5) 制限措置の詳細化

中小企業への金銭未払いの状況が深刻である場合、または重大な社会的悪影響をもたらした場合には、大型企業は、財政資金の支援、投資プロジェクトの審査認可、融資の取得、市場参入の許可、資質の評価、優良性・先進性の評価などの面で、制限を受けることになる。

第26条 機関・事業単位及び大型企業の中小企業への代金未払いが法及び規則により信用失墜と認定された場合には、苦情申立受理部門及び関係部門は、手続に従い関係する信用失墜状況を関連する主体信用記録に記入する。情状が重大であり、又は重大で良くない社会的影響をもたらした場合には、関連情報を全国信用情報共有プラットフォーム及び国家企業信用情報公示システムに組み入れ、社会に対し公示する。機関・事業単位に対しては公務消費、事務取扱室、経費手配等の面で必要な制限措置を講じ、大型企業に対しては財政資金サポート、投資プロジェクトの審査認可、融資の取得、市場参入許可、資質評定、優良・先進性評価等の面で法及び規則により制限をする。

- 【1】 中華人民共和国司法部サイト
https://www.moj.gov.cn/pub/sfbgw/gwxw/xwyw/202503/t20250324_516273.html
- 【2】 <https://baosong.miit.gov.cn/ScaleTest>

6. 法律責任の強化

1) 国有企業に対する特別な責任追及

新条例では、国有大型企業が中小企業への代金を支払わず、悪影響をもたらした場合には、責任を負う国有企業の管理人員に対して、法に基づいて処分を行うことが明確に定められた。

第33条 国有大型企業が中小企業への代金未払いをし、良くない結果又は影響をもたらした場合には、責任を負う国有企業の管理人員に対し法により処分をする。

国有大型企業が法律又は行政法規の根拠がないのに、会計検査機関の会計検査結果を決済の根拠とするよう要求する場合には、その監督管理部門が是正するよう命ずる。是正を拒絶するときは、責任を負う国有企業の管理人員に対し法により処分をする。

2) 打撃報復の禁止

新条例では、打撃報復行為の禁止が独立した条文として設けられ、機関・事業単位および大型企業、並びにその業務人員による恐喝や報復などの違法行為に対して、関連する法的責任が補足・整備されている。

第35条 機関・事業単位及び大型企業並びにその業務人員が代金支払請求を提出し、若しくは苦情を申し立てた中小企業及びその業務人員に対し恐喝及び打撃報復をし、又は職権を濫用し、職務を懈怠し、若しくは私利をはかるその他の行為をした場合には、責任を負う指導人員及び直接責任人員に対し法により処分又は処罰をする。犯罪を構成するときは、法により刑事責任を追及する。

新公布法令情報・解説

主な新公布法令

主な新公布法令^[1]

（2025年2月から2025年4月までの期間にて公布された新法令のうち、特に重要と思われるものについて会社設立・M&A、税関管理、外貨管理、税務・会計、その他の項目別にとりまとめたもの。）

会社設立・M&A

法令名：「サービス業開放拡大総合試行業務の推進を加速させることにかかる方案」に関する国务院の回答

公布部門：国务院

文書番号：国函[2025]39号

公布日：2025年4月8日

施行日：—

概要等：既にある試行地区を基礎として、大連市、寧波市、アモイ市、青島市、深圳市、合肥市、福州市、西安市、蘇州市等の9つの都市を試行範囲に組み入れる。

税関管理

法令名：重大技術装備の輸入租税政策に関する目録を調整することに関する工業及び情報化部、財政部、税関総署、国家税務総局及び国家エネルギー局の通知

公布部門：工業及び情報化部・財政部・税関総署・国家税務総局及び国家エネルギー局

文書番号：工信部聯重装[2025]26号

発布日：2025年2月5日

施行日：—

概要等：「国が発展を支持する重大技術装備及び製品目録（2025年版）」、「重大技術装備及び製品の輸入基幹部品及び原材料商品目録（2025年版）」及び「輸入につき免税としない重大技術装備及び製品目録（2025年版）」は、2025年3月1日から執行する。2025年2月28日より前（2月28日を含む。）に開催された中国国際輸入博覧会、中国国際サービス貿易取引会及び中西部地区国際性展覧会の、会期内に販売される輸入展示品にかかる租税優遇政策項目の国際性展覧会について、会期内に販売された輸入展示品については、引き続き工信部聯重装[2021]198号文書に従い執行する。2025年3月1日以降に開催される場合には、この通知に従い執行する。

法令名：航空通関ポートの通関利便化をより一層促進することにかかる若干の措置に関する税関総署、国家移民局及び中国民航局の通知

公布部門：税関総署・国家移民局・中国民航局

文書番号：署岸函[2025]31号

公布日：2025年2月6日

施行日：—

概要等：北京・天津・河北、長江デルタ、広東・香港・マカオ大湾区、成都・重慶地区等の条件を具備する主たる航空通関ポートの週7日×24時間通関保障制度を最適化・完全化する。高度新規技術設備及び原材料、特定薬品、医療機器、バイオ製品、緊急航空用資材、重大国際活動及び展示会での一時入境商品等の特殊貨物の通関速度を速め、条件を具備する航

空通関ポートが「グリーンゲート」を設け、速やかに通関させることを奨励する。

法令名：税関輸出入貨物申告管理規定

公布部門：税関総署

文書番号：税関総署令第277号

公布日：2025年3月27日

施行日：2025年5月1日

概要等：税関特殊監督管理区域又は保税監督管理場所と境外との間の輸出入貨物の申告、及び税関総署が定めるその他の形式の申告については、別段の定めのある場合を除き、この規定に従い執行する。

法令名：輸入貨物の段階ごとの許可実施監督管理モデルの更なる最適化に関する公告

公布部門：税関総署

文書番号：2025年第42号公告

公布日：2025年3月26日

施行日：2025年4月8日

概要等：この公告における「転場検査商品リスト」、「合併検査商品リスト」及び「条件付き取出し商品リスト」は、税関総署がリスク状況の変化及び評価結果に基づき動的調整を実施し、かつ、中国国際貿易シングルウィンドウにおいて公表する。

法令名：国内の環節税を徴収すべき貨物の輸出についてサービスを最適化し管理を規範化することに関する事項に関する国家税務総局、財政部、税関総署及び国家市場監督管理総局の公告

公布部門：国家税務総局・財政部・商務部・税関総署・国家市場監督管理総局

文書番号：2025年第8号公告

公布日：2025年3月25日

施行日：2025年3月25日

概要等：納税者が輸出を自営し、又は輸出を委託する徴税貨物につき増値税及び消費税の納付を申告するにあたっては、国内販売貨物の増値税及び消費税の納付にかかる統一規定に従い執行する。徴税政策を適用する具体的範囲、要納税額の計算等については、「輸出貨物・役務の増値税及び消費税政策に関する財政部及び国家税務総局の通知」（財税[2012]39号）第7条、第8条等の規定に従い執行する。

外貨管理

法令名：関連文書の廃止に関する国家外貨管理局、税関総署及び国家税務総局の公告

公布部門：国家外貨管理局・税関総署・国家税務総局

文書番号：2025年第1号公告

公布日：2025年3月15日

施行日：2025年3月15日

概要等：貨物貿易外貨業務については、「『經常項目外貨業務指針（2020年版）』の印刷発布に関する国家外貨管理局の通知」（匯発[2020]14号）及び「貿易外貨業務管理の更なる最適化に関する国家外貨管理局の通知」（匯発[2024]11号）等の関係規定に従い執行する。

法令名：「上海国際金融センターがクロスボーダー金融サービスの便利化をより一層引き上げることにかかる行動方案」の印刷発布に関する中国人民銀行、金融監督管理総局、国家外貨局及び上海市人民政府の通知

公布部門：中国人民銀行・金融監督管理総局・国家外貨局・上海市人民政府

文書番号：2025年第1号公告

公布日：2025年3月25日

施行日：—

概要等：クロスボーダー清算会社は、金融機構との協同連動を強化し、「海外進出」企業に対するサービス水準を共同で引き上げる。更に多数の銀行がCIPSに加入することを推進し、CIPSネットワークのカバー範囲の拡大を持続する。銀行が為替リスク回避商品の開発の程度を強化し、人民元の対外貨一般アメリカンタイプオプション、ヨーロッパタイプオプション、アジアタイプオプション及びその組合せ商品を豊富にし、境内市場の人民元の外貨デリバティブ商品の種類を絶えず増加させることを支持する。臨港新エリアにおいて再保険業務を専門経営する保険会社、再保険会社又は保険仲立会社の法人機構又は分支機構を設立し、クロスボーダー再保険、境内再保険業務のオンライン取引を着実に推進することを支持する。

[1] 本来、法令の公布は、中央性法規については国务院の、地方性法規については地方人民代表大会常務委員会の承認を経てなされる。本レポートでは、かかる公布手続きを経たことが確認できない法令、規範性文書（法令以外の文書）についても、便宜上、その発出日を公布日として表記。施行日については、規定により確認可能であるものについてのみ、表記している（「—」は未確認の意）。また一部法令については、遡及施行されている。

例）企業所得税法に基づき制定された税務通達 公布日：2009年7月1日、施行日：2008年1月1日（遡及適用）。

また、文書番号の文字部分は、法令公布部門を表す。

税務・会計

法令名: 2024年度研究開発費用追加損金算入政策を享受する工業工作機械企業リスト制定業務に関係する事項に関する工業及び情報化部、国家発展及び改革委員会、財政部及び税務総局の通知

公布部門: 工業及び情報化部・国家発展及び改革委員会・財政部・税務総局

文書番号: 工信部聯通装函[2025]64号

発布日: 2025年3月5日

施行日: ー

概要等: 「集積回路及び工業工作機械企業の研究開発費用の追加損金算入比率の引上げに関する財政部、税務総局、国家発展改革委員会及び工業及び情報化部の公告」（財政部/税務総局/国家発展改革委員会/工業及び情報化部公告2023年第44号）の関係規定に基づき、2024年度の研究開発費用追加損金算入政策を享受する工業工作機械企業リストの制定業務を適切にするため、ここに、関連事項について通知をする。

法令名: オフショア貿易印紙税優遇政策の継続実施に関する財政部及び税務総局の通知

公布部門: 財政部・税務総局

文書番号: 財税[2025]10号

発布日: 2025年3月24日

施行日: 2025年4月1日

概要等: 中国（上海）自由貿易試験区及び臨港新エリア、中国（江蘇）自由貿易試験区蘇州エリア、中国（浙江）自由貿易試験区、中国（福建）自由貿易試験区アモイエリア、中国（山東）自由貿易試験区青島エリア、中国（広東）自由貿易試験区及び海南自由貿易港において登録登記する企業がオフショア転売取引業務を展開して作成発行する売買契約については、印紙税の徴収を免除する。

法令名: 離境税還付政策を更に最適化し入境消費を拡大することに関する商務部門等6部門の通知

公布部門: 商務部・財政部・文化及び観光部・税関総署・税務総局・中国民航空局

文書番号: 商消費発[2025]84号

発布日: 2025年4月26日

施行日: 2026年1月1日

概要等: 税還付代理機構と支払機構、清算機構等と

の合作の強化を推進し、リスクが制御可能であるという前提のもと、モバイル支払、銀行カード、現金等の複数の方式を通じて税還付サービスを提供し、境外旅行者の多様な支払サービスのニーズを更に適切に満たす。

その他

法令名: 民営経済促進法

公布部門: ー

文書番号: 主席令第46号

発布日: 2025年4月30日

施行日: 2025年5月20日

概要等: 民営経済発展の環境を最適化し、各種経済組織の市場競争への公平な参与を保証し、民営経済の健全な発展及び民営経済人士の健全な成長を促進し、高水準の社会主義市場経済体制を構築し、かつ、国民経済及び社会の発展における民営経済の重要な役割を発揮させるため、憲法に基づき、この法律を制定する。

法令名: 外貨及び香港・マカオ・台湾通貨による期限を徒過した支払いの利息計算標準に関する最高人民法院の回答

公布部門: 最高人民法院

文書番号: 法釈[2025]2号

発布日: 2025年2月12日

施行日: 2025年2月13日

概要等: 当事者が利率計算標準を約定しておらず、又は約定が不明である場合には、次に掲げる方式により期限を徒過した支払いの利息の計算標準を確定する。(一) 米ドルの期限を徒過した支払いの利息の計算標準は、中国人民銀行の公式サイトにおいて公開発布される「中国貨幣政策執行報告」の附表に公表される3か月以内、3（当該数を含む。）から6か月、6（当該数を含む）から12か月、1年、1年以上の米ドル貸付平均利率により、人民法院が事件の具体的状況に基づき確定をすることができる。

法令名: 「反外国制裁法」の実施にかかる規定

公布部門: 国務院

文書番号: 国務院令第803号

発布日: 2025年3月23日

施行日: 2025年3月23日

概要等: 外国の国が国際法及び国際関係の基本準則に違反し、各種の口実により、又はその本国の法律により、我が国に対し封込め若しくは抑圧をし、我が国の公民又は組織に対し差別的な制限措置を講じ、我が国の内政に干渉した場合、又は外国の国、組織若しくは個人が我が国の主権、安全若しくは発展の利益に害を及ぼす行為を実施し、協力し、若しくは支持した場合には、国務院の関係部門は、反外国制裁法及びこの規定に基づき、関係する組織、個人並びにその関連する組織及び個人を報復リストに組み入れ、報復措置を講ずる権利を有する。

法令名: 国際標準採用管理弁法

公布部門: 国家市場監督管理総局

文書番号: 第102号令

発布日: 2025年3月25日

施行日: 2025年6月1日

概要等: 国際標準採用業務を規範化し、標準制度型の開放を着実に拡大し、かつ、内外貿易の一体化発展を加速させるため、「標準化法」及び「標準化法实施条例」に基づき、世界貿易機関及び国際標準組織の関係規定を参照し、我が国の實際を考え合わせ、この弁法を制定する。この弁法において「国際標準」とは、国際標準化機構（ISO）、国際電気標準会議（IEC）又は国際電気通信連合（ITU）が制定する標準をいう。

法令名: 銀行カード清算機構管理弁法

公布部門: 中国人民銀行・国家金融監督管理総局

文書番号: [2025]第2号令

発布日: 2025年4月22日

施行日: 2025年11月1日

概要等: 我が国の銀行カード清算市場の健全な発展を促進し、銀行カード清算機構の管理を規範化し、かつ、当事者の適法な權益を保障するため、「中国人民銀行法」、「銀行カード清算機構参入管理の実施に関する国務院の決定」（国発[2015]22号）に基づき、この弁法を制定する。

法令名: 銀行業金融機構董事（理事）及び高級管理人員職務就任資格管理弁法

公布部門: 国家金融監督管理総局

文書番号: 2025年第1号令

発布日: 2025年4月22日

施行日: 2025年6月1日

概要等: 銀行業金融機構の董事（理事）及び高級管理人員の職務就任資格管理を完全化し、銀行業の適法で安定的な運行を促進するため、「銀行業監督管理法」、「商業銀行法」、「行政許可法」等の法律法規に基づき、この弁法を制定する。

法令名: 香港・マカオ銀行の内地支店が銀行カード業務を運営することに関係する事項に関する国家金融監督管理総局の通知

公布部門: 国家金融監督管理総局

文書番号: 金規[2025]4号

発布日: 2025年2月18日

施行日: 2025年3月1日

概要等: 香港・マカオ銀行の内地支店が外貨銀行カード業務及び中国境内の公民以外の顧客に対する人民币銀行カード業務を運営することを許可する。

法令名: 香港及びマカオ金融機構の保険会社への持分投資に関係する事項に関する国家金融監督管理総局の通知

公布部門: 国家金融監督管理総局

文書番号: 金発[2025]9号

公布日: 2025年2月26日

施行日: 2025年3月1日

概要等: 2025年3月1日から、香港及びマカオ金融機構が保険会社に持分投資するにあたっては、「直近1年末の総資産が20億米ドルを下回らない」という規定を執行しない。

法令名: 金融資産投資会社の持分投資試行をより一層拡大することに関する国家金融監督管理総局弁公庁の通知

公布部門: 国家金融監督管理総局弁公庁

文書番号: 金弁発[2025]19号

発布日: 2025年3月5日

施行日: ー

概要等: 金融資産投資会社が附属機構を通じて発行する私募持分投資ファンドは、試行都市の所在する省において持分投資をし、科学技術イノベー

ション及び民営企業に対する支持の程度をより一層強化することができる。金融資産投資会社が附属機構を通じて発行する私募持分投資ファンド若しくは金融資産投資会社が発行する債券に保険資金が法により規則に適合して投資され、又は金融資産投資会社に資本として参加し、持分投資試行の資金の源泉を拡大することを支持する。

法令名：環境保護装備製造業の高品質の発展を促進することに関する工業及び情報化部等の3部門の若干の意見

公布部門：工業及び情報化部・生態環境部・市場監督管理総局

文書番号：工信部聯節[2025]49号

発布日：2025年3月4日

施行日：—

概要等：大気処理、污水处理及び固定廃棄物処理にかかる装備企業が新プロセス技術を研究開発し、新型の複数汚染物質処理技術装備を開発し、二酸化硫黄、窒素酸化物、微小粒子状物質、揮発性有機化合物等の汚染物質の協同削減の実現に助力することを推進し、設備のエネルギー効率・炭素効率水準を高める。国際環境保護装備の科学技術組織の設立を推進し、国内企業の国際環境保護装備科学技術合作計画への参与を支持し、海外合作投資を展開する。

法令名：「工業企業及び園區のデジタル化エネルギー消費・炭素排出管理センター建設指針」の印刷発布に関する工業及び情報化部弁公庁の通知

公布部門：工業及び情報化部弁公庁

文書番号：工信庁節[2025]13号

公布日：2025年3月7日

施行日：—

概要等：工業企業及び園區は、デジタル化エネルギー消費・炭素排出管理センターの運行を通じて、サプライチェーンの炭素管理を実現する。上流サプライヤーに対しては、サプライチェーンの場所のデータ収集標準及び規則により、材料の使用量、エネルギー消費等のデータを収集する。下流のユーザーに対しては、応用シーンの実際のニーズを考え合わせ、製品のカーボンフットプリントの計算過程、結果等を提供する。炭素排出計算のプロセスデータ及び原始証憑の追跡及び源泉の遡及を支持する。

法令名：再生可能エネルギー・グリーン電力証書市場の高品質の発展を促進することに関する意見

公布部門：国家発展及び改革委員会・国家エネルギー局・工業及び情報化部・商務部・国家データ局

文書番号：発改能源[2025]262号

公布日：2025年3月6日

施行日：—

概要等：企業がグリーン電力の消費状況を自発的に開示することを奨励する。業種のリーディング企業、多国籍企業及びその産業チェーン企業並びに外向型企業がグリーン産業チェーン・サプライチェーンを構築することを奨励する。グリーン電力消費情報を上場企業の環境・社会・コーポレートガバナンス（ESG）報告体系に組み入れる。グリーン証書とカーボン排出計算との接続を強化し、グリーン証書の重点製品のカーボンフットプリント計算及び製品のカーボンラベルにおける応用を強化する。

法令名：知的財産権分野のビジネス環境の更なる最適化に関する国家知的財産権局、教育部、科学技術部、市場監督管理総局、金融監管理総局、国家版權局及び中国科学院の意見

公布部門：国家知的財産権局・教育部・科学技術部・市場監督管理総局・金融監管理総局・国家版權局・中国科学院

文書番号：国知発服字[2025]5号

公布日：2025年3月13日

施行日：—

概要等：国家企業信用情報公示システムに依拠し、商標、特許及び知的財産権の質入登記、企業関連の行政許可、行政処罰等の情報の集約公示を強化する。各国の知的財産権審査機構との合作を持続的に強化し、審査情報の共有を深化させる。保険機構が更に多くの海外の知的財産権保険商品を開発して売り出すことを支持し、海外の知的財産権の権利保護サポートファンドの設立を推進し、企業の権利保護コストの引下げの力となる。

法令名：涉外知的財産権紛争処理に関する国務院の規定

公布部門：国務院

文書番号：国務院令第801号

公布日：2025年3月13日

施行日：2025年5月1日

概要等：企業が涉外知的財産権の権利保護にかかる互助ファンドを設立することを支持し、保険機構が市場化の原則に従い涉外知的財産権に関連する保険業務を展開することを奨励し、企業の権利保護コストを引き下げる。

法令名：「銀行業保険業科学技術金融の高品質発展実施方案」の印刷発布に関する国家金融監督管理総局弁公庁、科学技術部弁公庁及び国家発展改革委員会弁公室の通知

公布部門：国家金融監督管理総局弁公庁・科学技術部弁公庁・国家発展改革委員会弁公室

文書番号：金弁発[2025]31号

公布日：2025年3月13日

施行日：—

概要等：区域の協調発展戦略のニーズを結合させ、区域を跨ぐ科学技術イノベーション成果の移転・転化のため良質な金融サービスを提供する。国家自主イノベーションモデル区、国家高度新規技術産業開発区等の科学技術産業園區に依拠し、研究開発機構、パイロット試験検証プラットフォーム、科学技術イノベーションインキュベーター及びアクセラレーター等との合作を強化し、知的財産権の移転・転化及び産業化応用に助力する。

法令名：「全国公共信用情報基礎目録（2025年版）」及び「全国信用失墜懲戒措置基礎リスト（2025年版）」の印刷発布に関する通知

公布部門：国家発展及び改革委員会・中国人民銀行

文書番号：発改財金規[2025]297号

発布日：2025年3月14日

施行日：2025年3月14日

概要等：党中央及び国務院の政策決定・配置を徹底・具体化するため、国務院の企業負担軽減にかかる部門間連席会議の「2024年全国企業負担軽減業務実施方案」の要求に従い、国務院の部門の企業関連保証金目録リストについて最適化調整することを決定し、「国務院の部門の企業関連保証金目録リスト（2024版）」を制定し、ここに、公告をする。

法令名：「商業銀行代理販売業務管理弁法」の印刷発布に関する国家金融監督管理総局の通知

公布部門：国家金融監督管理総局

文書番号：金規[2025]6号

公布日：2025年3月21日

施行日：2025年10月1日

概要等：商業銀行の本店は、合作機構に対し名簿制管理を実行し、合作機構の資質審査標準を確定し、許可条件及び手続を明確にし、合作機構に対するデューデシリジェンス調査、評価及び審査認可制度を確立して有効に実施しなければならない。既に許可をしている合作機構については、商業銀行は、日常管理を強化し、定期的に当該合作機構について審査・評価をしなければならない。商業銀行は、資産管理機構に対し許可審査をする際には、その信用状況、投資管理能力、リスク管理統制能力、情報開示状況等について審査をしなければならない。商業銀行は、保険会社に対し許可審査をする際には、その支払能力状況、リスク管理統制能力、情報開示状況等について審査をしなければならない。

法令名：認証規則管理の強化に関する国家認証認可監督管理委員会の公告

公布部門：国家認証認可監督管理委員会

文書番号：2025年第9号公告

公布日：2025年3月17日

施行日：—

概要等：認証機構は、認証規則の動的維持保護手続を確立しなければならない。相応する認証規則がかかわる法律、行政法規、部門規則、行政規範性文書、標準及び技術規範、認証資源等の調整・変化状況及び関連当事者のフィードバック意見を遅滞なく把握し、及び識別し、確認規則について修正・整備若しくは抹消備案をし、又は実施を中止し、もって認証規則の適法性、コンプライアンス性、科学性及び適用性を保証する。

法令名：国務院弁公庁が転送発布する「国際消費中心都市育成建設を支持することにかかる若干の措置」に関する商務部の通知

公布部門：国務院弁公庁

文書番号：国弁函[2025]27号

公布日：2025年4月8日

施行日：—

概要等：多層階かつ多元化された支払サービス体

系を完全化し、更に多くの商店で境外の銀行カードの受理機能を備えることを推進し、更に多くの境外の電子ウォレットが境内において使用できるようにすることに力を入れる。国際消費集中区及び入境して消費しやすい商圈を構築する。公共場所の複数言語標識及びガイド施設を整備し、外国籍人員によるサービスホットラインを設置する。

法令名: 保険資金持分權益類資産の監督管理比率の調整に係る事項に関する国家金融監督管理総局の通知

公布部門: 国家金融監督管理総局

文書番号: 金規[2025]12号

公布日: 2025年4月8日

施行日: —

概要等: 保険会社が単一のベンチャーキャピタルファンドに投資する帳簿残高の当該ファンドの払込済み規模に占める比率は、30%を超えてはならない。

法令名: 「認証認可業種標準管理規定」の発布に関する市場監督管理総局の公告

公布部門: 市場監督管理総局

文書番号: 2025年第12号公告

公布日: 2025年3月19日

施行日: 2025年3月19日

概要等: 認証認可業種標準管理を強化し、標準の制定・改正業務を規範化し、かつ、標準の品質及び機能を高めるため、「標準化法」、「標準化法实施条例」、「認証認可条例」、「業種標準管理弁法」等の法律法規に基づき、この規定を制定する。

法令名: 生命保険業種の個人マーケティング体制改革の深化を推進することに関する国家金融監督管理総局の通知

公布部門: 国家金融監督管理総局

文書番号: 金規[2025]13号

公布日: 2025年4月14日

施行日: —

概要等: 保険会社は、適切性管理制度を確立して健全化し、関連するリスク管理、研修・考査、業務執行規範、監督問責等のメカニズムを完全化し、顧客全ライフサイクルサービス体系を構築し、適

切な商品及びサービスを適切な消費者に提供することを確実に保証し、消費者の日増しに高まる保険保障及び財産管理のニーズを更に適切に満たさなければならない。科学技術の活性化の役割を十分に発揮させ、チーム管理、コンプライアンス管理及び専門業務の向上等の情報化プラットフォームを確立し、顧客サービスのデジタル化・インテリジェント化水準を引き上げる。

法令名: サプライチェーン金融業務を規範化しサプライチェーン情報サービス機構が中小企業融資に更に適切に奉仕するよう指導することに関する事項に関する中国人民銀行、金融監督管理総局、最高人民法院、国家発展改革委員会、商務部及び市場監督管理総局の通知

公布部門: 中国人民銀行・金融監督管理総局・最高人民法院・国家発展改革委員会・商務部・市場監督管理総局

文書番号: 銀発[2025]77号

公布日: 2025年4月26日

施行日: 2025年6月15日

概要等: 売掛金電子証憑の支払期間は、原則として6か月以内としなければならない。最長でも1年を超えない。支払期間が6か月を超える場合には、商業銀行は、売掛金電子証憑に設定された回収期間の合理性及び業種決済の慣例について審査を強化し、融資業務を周到かつ慎重に展開しなければならない。

法令名: 銀行確認状のデジタル化発展の推進を加速させることに関する財政部及び金融監督管理総局の通知

公布部門: 財政部・金融監督管理総局

文書番号: 財会[2025]10号

公布日: 2025年4月30日

施行日: 2025年4月30日

概要等: 銀行業金融機構がデジタル銀行確認状の応用範囲を拡大することを奨励し、銀行間確認状、証券業務確認状、資産評価確認状等の関連する確認状の類型をデジタル銀行確認状サービスの範囲に組み入れ、銀行確認状プラットフォームに接続して処理をし、デジタル銀行確認状応用シーンを増加させる。

法令名: 専門項目信用報告により違法・規則違反記録の有無にかかる証明に代替することの全面的な推進に関する通知

公布部門: 国家発展改革委員会・公安部・国家データ局

文書番号: 発改財金[2025]565号

公布日: 2025年4月29日

施行日: —

概要等: 専門項目信用報告の省を跨ぐ相互認証メカニズムを確立する。「信用中国」ウェブサイトは、省級信用プラットフォームのウェブサイトと信用情報相互接続メカニズムを確立し、関連データ共有標準に従い各地区に対し当該地区以外の信用主体の基本情報を共有し、専門項目信用報告の省を跨ぐ相互認証の実現のためサポートを提供する必要がある。

法令名: 企業移転登記という「重要事項」を効率的に成し遂げることの推進に関する市場監督管理総局、人的資源社会保障部、住宅・都市農村建設部及び税務総局の指導意見

公布部門: 市場監督管理総局・人的資源社会保障部・住宅・都市農村建設部・税務総局

文書番号: 国市監注発[2025]48号

公布日: 2025年4月30日

施行日: —

概要等: 2025年7月末までに、各省級市場監督管理部門は、市場監督管理総局の開発建設した企業の省を跨ぐ移転登記データ伝送システムへの接続を完了し、省を跨ぐ移転企業登記情報の共有及びオンライン手続を段階的に推進し、企業の省を跨ぐ移転の利便性を引き上げる必要がある。企業年度報告及び「複数報告一体化」の関連データについては、移転を同時に実施し、かつ、地方の実際を考え合わせ、「複数報告一体化」のカバーする範囲を不断に拡大し、複数の年度報告の一括で便利な移転を実現しなければならない。

バックナンバーのご紹介

下記以外にも過去のバックナンバーを、弊行ホームページでご覧いただけます。

<https://www.jbic.go.jp/ja/information/reference/china.html>



スマートフォンからも
ご覧いただけます



2025年度 第1号



2024年度 第4号



2024年度 第3号



2024年度 第2号



2024年度 第1号



2023年度 第4号



2023年度 第3号



2023年度 第2号

JBIC 中国レポート

株式会社国際協力銀行 北京代表処

中華人民共和国 北京市建国門外大街2号 銀泰中心C座 2102号

TEL : +86-10-6505-8989 FAX : +86-10-6505-3829

E-MAIL : yyybjg@jbic.go.jp

本レポートは株式会社国際協力銀行 北京代表処が日系企業の皆様の中国に於けるビジネスの参考として役立ちそうな経済、投資、金融、税制にかかる現地の情報を集め、配信させて頂くものです。本誌に記載されている記事などの内容や意見は、執筆者個人に属し、国際協力銀行の公式意見を示すものではありません。当代表処は情報利用者に対する如何なる法的責任を有するものではありませんことをご了承ください。

